

第2期 阿賀野市 子ども・子育て支援事業計画（案）

令和2年度～令和6年度



新潟県 阿賀野市

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 計画の策定体制	2
第2章 阿賀野市の現状	5
1 人口および世帯数	5
2 出産・婚姻	8
3 就労の状況	10
4 アンケート調査結果の概要	11
第3章 計画の基本的な考え方	25
1 基本理念	25
2 教育・保育の提供区域	25
3 子ども・子育て支援新制度	26
第4章 計画の展開	31
1 教育・保育事業量の見込み	31
2 地域子ども・子育て支援事業量の見込み	33
3 放課後子供総合プランに基づく施策	41
4 阿賀野市における子ども・子育て支援	42
第5章 子どもの貧困対策	51
1 基本目標の実現のための基本的な方向性	51
2 具体的な施策	51

第6章 計画の推進.....59

- 1 計画の推進体制59
- 2 計画の進行管理59

資 料 編.....63

- 1 阿賀野市子ども・子育て会議条例.....63
- 2 阿賀野市子ども・子育て会議委員名簿64
- 3 阿賀野市保育施設一覧.....65
- 4 子どもの貧困対策 アンケート調査の概要66

第 1 章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

阿賀野市（以下「本市という。」）では、平成27年度に「阿賀野市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼稚園や保育園などの教育・保育について必要な量を定めるとともに、就学前の子どもの一時的預かりや地域子育て支援拠点事業、病児保育事業や放課後児童クラブなどの様々な子育て支援の事業についても提供体制を整備してきました。また、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

しかしながら、核家族化や地域のつながりの希薄化により、家庭や地域の子育て力・教育力の低下が課題となっており、子ども・子育て支援新制度に基づく幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実や子育て安心プランなどに基づく保育の受け皿確保を進めています。

今後は、幼児教育・保育の無償化、働き方改革など、子育てや暮らしのあり方が多様化していく中で、保護者が望む子育て、働き方、暮らし方に合った子育て支援が重要となり、本市の子どもとその親が幸せに生き続けることができるよう、子育て支援の各事業を地域の協力のもと、計画的に推進することが求められます。

また、令和元年6月に子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第41号）が成立し、国は「子供の貧困対策に関する大綱」を11月に策定しました。

このことから、阿賀野市においては、未来を担う子どもたちの健やかな成長を願い、適切な支援が確実に届く仕組みをつくり、貧困が世代連鎖することのないよう「子どもの貧困対策」を「阿賀野市子ども・子育て支援事業計画」に包含し、第2期計画を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

「阿賀野市総合計画」の分野別計画として位置付けるとともに、本市の関連計画との整合性を図り策定するものです。さらに、「阿賀野市総合計画」における子ども・子育てに関連する政策の方向性に基づき、計画の推進にあたります。

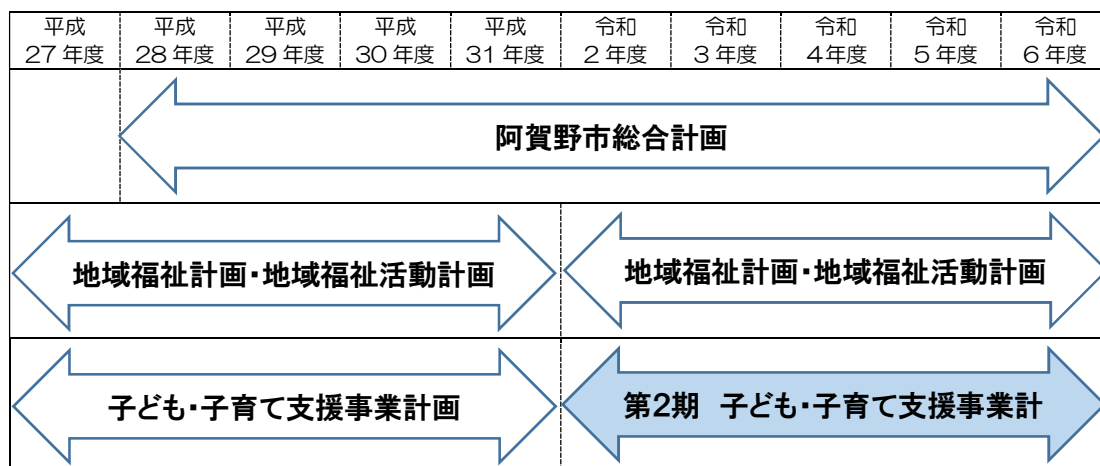
子ども・子育て支援法の基本理念

- 子ども・子育て支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野においてその役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない。
- 子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 子ども・子育て支援は地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行わなければならない。

3 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

なお、計画期間中に法制度の変更や社会状況の変更等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。



4 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議

「阿賀野市子ども・子育て会議条例」の規定に基づいて設置され、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者や、その他市長が必要と認める者から構成されます。

本会議では、子ども・子育てに関する施策の審議、事業計画及び事業の円滑な運営の推進、子ども・子育ておよびその支援に関する提案等を行います。

(2) ニーズ調査

第2期計画の策定にあたり、子育て支援等に関する現状や今後の利用希望などを把握し、意見を反映することを目的として、ニーズ調査を実施しました。

調 査 の 種 類	就学前児童アンケート	就学児童アンケート
調 査 期 間	平成31年2月12日（火）から平成31年2月26日（火）	
調 査 対 象	就学前児童（0～5歳）の保護者	就学児童（小学1～3年生）の保護者
調 査 方 法	保育施設等を通じた配布・回収 郵送による配布・回収	小学校を通して配布・回収
調査（発送）数	982人	903人
回 収 数	671人（回収率68.3%）	801人（回収率88.7%）

第 2 章

阿賀野市の現状

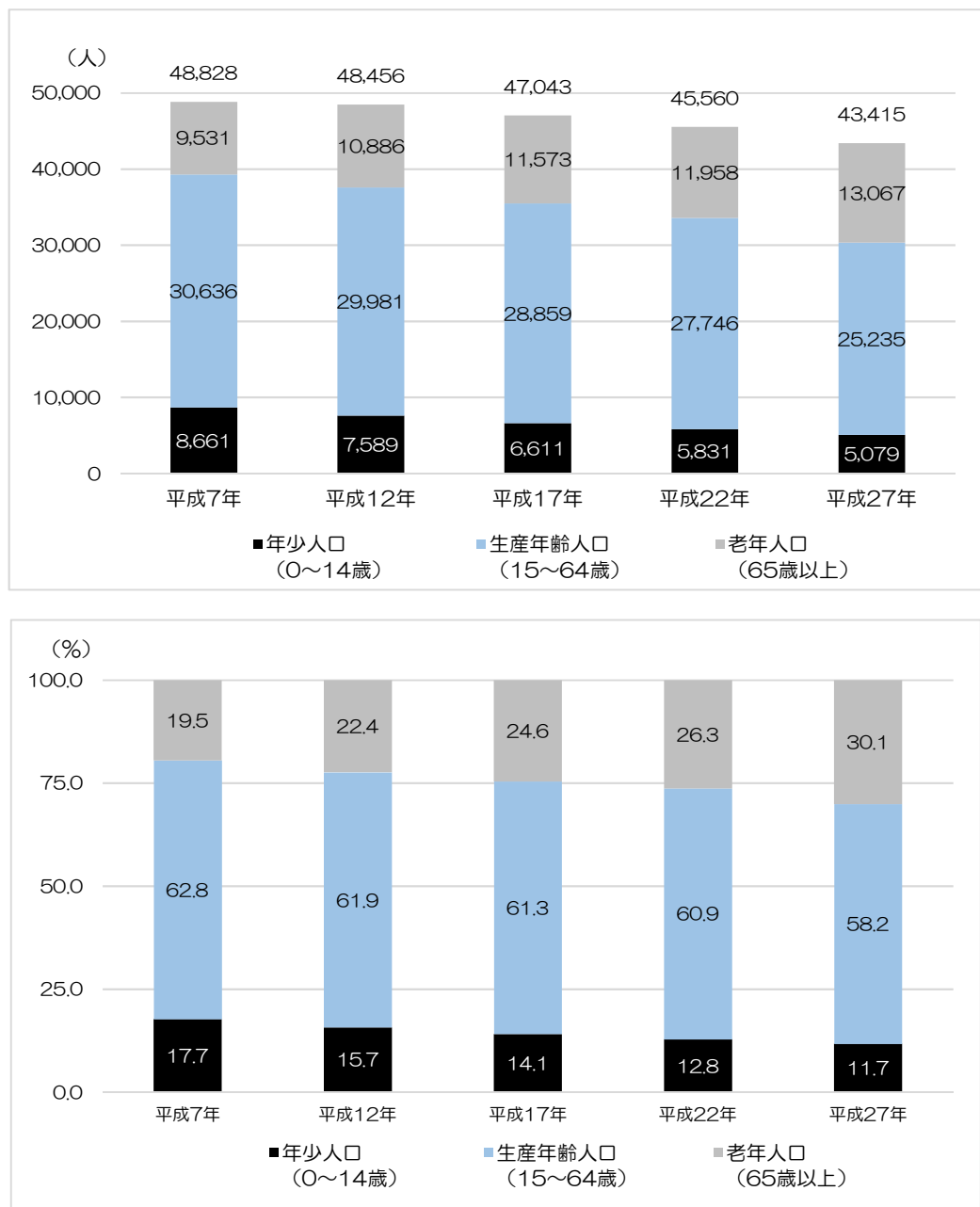
第2章 阿賀野市の現状

1 人口および世帯数

(1) 総人口と年齢3区分別人口割合の推移

阿賀野市の総人口は、平成7年以降減少傾向にあり、平成27年には43,415人となっています。年齢3区分別でみると、年少人口および生産年齢人口は減少が続き、平成27年の生産年齢人口の割合は60%を下回っています。その一方で、老年人口は増加が続いています。

図表 総人口と年齢3区分別人口割合の推移



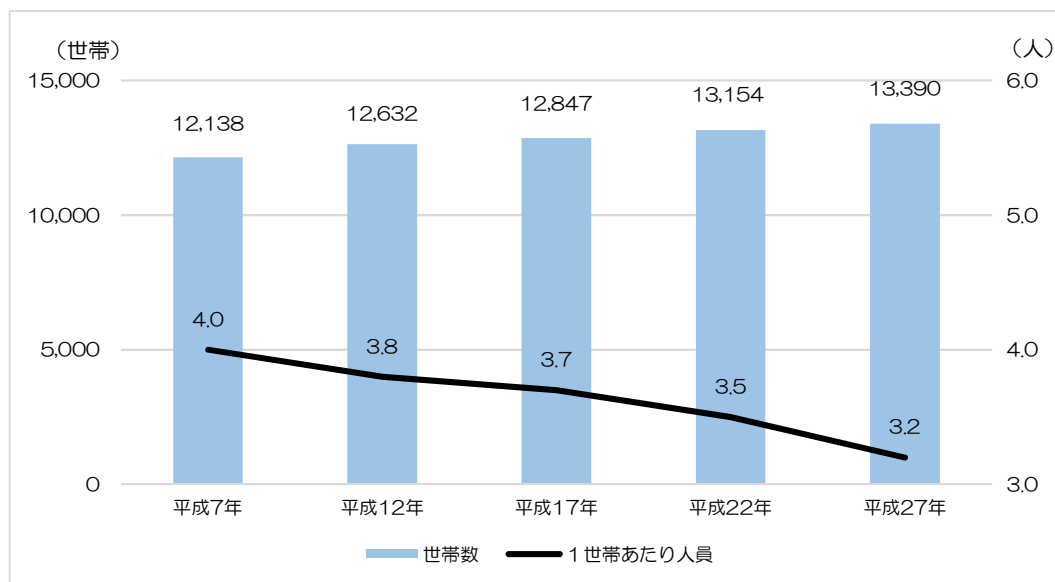
資料：国勢調査

※国勢調査数値は、年齢不詳分が総数と相違しています。〔H22：25人、H27年：34人〕

（２）世帯数および１世帯あたり人員の推移

阿賀野市の世帯数は増加を続けており、平成２７年には１３,３９０世帯となっています。一方、１世帯あたり人員は減少が続いており、平成２７年には３.２人となっています。

図表 世帯数および１世帯あたり人員の推移



資料：国勢調査

（３）子どものいる一般世帯数の推移

６歳未満親族がいる一般世帯数・１８歳未満親族がいる一般世帯数ともに減少していますが、構成比でみると１８歳未満親族がいる一般世帯数のうち、母子家庭が１.５％増えています。

図表 子どものいる一般世帯数の推移

	平成 22 年		平成 27 年	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比
18歳未満親族がいる一般世帯数	4,093	-	3,638	-
夫婦と子ども	1,423	34.8%	1,440	39.6%
男親と子ども	31	0.8%	26	0.7%
女親と子ども	197	4.8%	228	6.3%
6歳未満親族がいる一般世帯数	1,527	-	1,341	-
夫婦と子ども	587	38.4%	595	44.4%
男親と子ども	1	0.1%	2	0.1%
女親と子ども	35	2.3%	23	1.7%

資料：国勢調査

(4) 歳児・学年別児童数と児童人口推計

(単位：人)

年齢	安田地区	京ヶ瀬地区	水原地区	笹神地区	合計
0 歳児	49	49	112	31	241
1 歳児	38	55	113	28	234
2 歳児	55	61	135	41	292
3 歳児	55	48	159	39	301
4 歳児	53	52	122	31	258
5 歳児	67	57	145	46	315
小学 1 年生	73	47	159	44	323
小学 2 年生	54	47	168	52	321
小学 3 年生	78	66	155	45	344
小学 4 年生	64	55	143	46	308
小学 5 年生	68	48	168	50	334
小学 6 年生	84	56	184	37	361
合計	738	641	1,763	490	3,632

資料：阿賀野市小学校入学予定者数調べ〔令和元年 10 月末現在〕

年齢	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
0 歳	231	239	229	222	212	202
1 歳	247	240	252	242	235	225
2 歳	270	281	242	254	244	237
3 歳	273	308	286	246	258	248
4 歳	287	252	311	289	249	261
5 歳	286	316	252	311	289	249
小計	1,594	1,636	1,572	1,564	1,487	1,422
6 歳	314	320	317	252	311	289
7 歳	321	329	322	319	253	312
8 歳	342	344	329	322	319	253
9 歳	326	310	345	330	323	320
10 歳	311	332	308	343	328	321
11 歳	358	367	331	307	342	327
小計	1,972	2,002	1,952	1,873	1,876	1,822
12 歳	352	340	366	330	306	341
13 歳	338	329	342	368	332	308
14 歳	335	372	328	341	367	331
小計	1,025	1,041	1,036	1,039	1,005	980
15 歳	387	380	371	327	340	366
16 歳	377	377	379	370	326	339
17 歳	390	414	374	376	367	323
小計	1,154	1,171	1,124	1,073	1,033	1,028
合計	5,745	5,850	5,684	5,549	5,401	5,252

資料：阿賀野市住民基本台帳人口（年齢別）〔令和元年度：10 月末〕／他は市独自推計

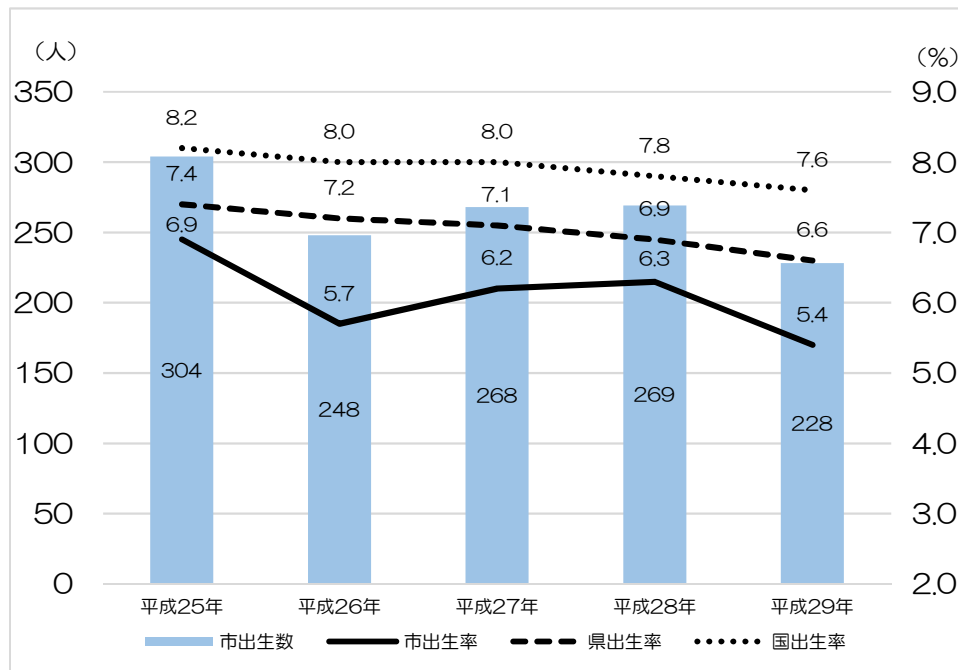
※上段は、4 月 2 日から翌年 4 月 1 日の年齢。下段は、誕生日年齢。

2 出産・婚姻

(1) 出生数、出生率の推移

出生数は、平成26年以降300人を割っています。
また、出生率は毎年国や県を下回っています。

図表 出生数、出生率の推移



資料：新潟県福祉保健年報（市、県）、人口動態調査（国）

(2) 母親の出産年齢の推移

出生数が多い年齢は25～34歳となっていますが、平成29年は平成25年より74人も減少しています。

図表 母親の出産年齢の推移

区分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
総数	304	248	268	269	228
15 歳未満	-	-	-	-	-
15～19 歳	2	5	3	5	4
20～24 歳	30	23	26	24	23
25～29 歳	100	73	78	79	55
30～34 歳	108	74	106	90	79
35～39 歳	56	60	47	60	62
40～44 歳	8	13	8	10	5
45 歳以上	-	-	-	1	-

資料：新潟県福祉保健年報

(3) 未婚率の推移

阿賀野市の未婚率は、男性と女性ともに年々増加傾向にあります。

図表 男性の未婚率の推移

区分	市			県	国
	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 27 年	平成 27 年
15～19 歳	100.0	99.3	99.8	99.7	99.7
20～24 歳	89.1	93.3	95.4	95.2	95.0
25～29 歳	61.5	69.7	74.0	72.5	72.7
30～34 歳	50.4	45.9	49.0	47.6	47.1
35～39 歳	36.0	35.7	37.6	35.5	35.0
40～44 歳	21.3	30.4	32.1	30.5	30.0
45～49 歳	16.9	21.2	28.1	27.7	25.9
50～54 歳	14.6	18.6	20.0	22.6	20.9

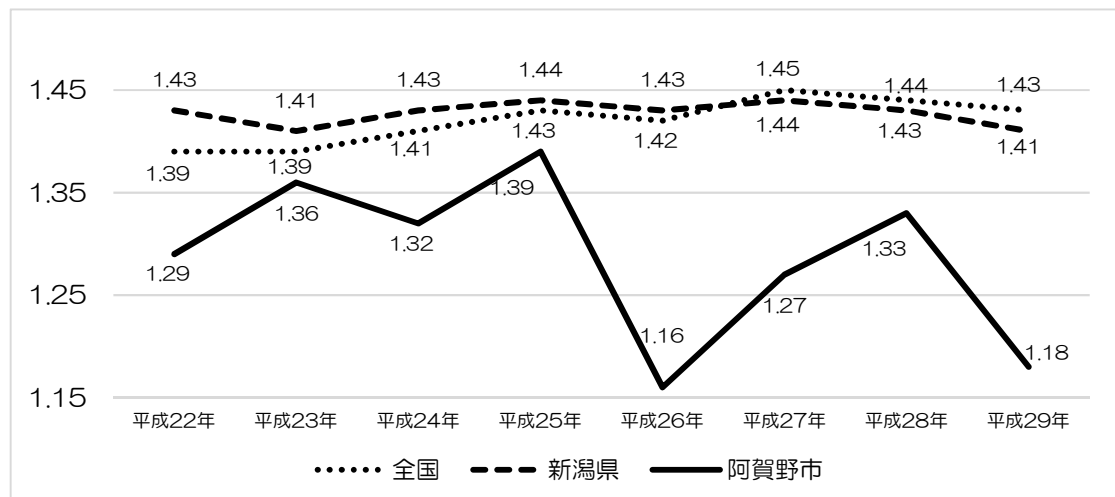
図表 女性の未婚率の推移

区分	市			県	国
	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 27 年	平成 27 年
15～19 歳	100.0	99.0	99.4	99.6	99.4
20～24 歳	83.8	89.5	93.2	91.5	91.4
25～29 歳	54.2	58.2	63.4	59.7	61.3
30～34 歳	30.1	29.4	34.1	33.4	34.6
35～39 歳	18.0	20.3	20.5	22.6	23.9
40～44 歳	8.8	13.1	16.8	17.6	19.3
45～49 歳	8.5	7.7	12.4	14.7	16.1
50～54 歳	5.5	5.7	6.8	10.1	12.0

資料：国勢調査

(4) 合計特殊出生率の推移

阿賀野市の合計特殊出生率は、毎年国や県より低い数値となっています。



資料：新潟県福祉保健年報

3 就労の状況

(1) 15 歳以上居住者の従業・通学地状況

阿賀野市内に在住している市民の就業・通学地をみると、就業者は 22,325 人となっています。そのうち、市内で就業している人は 12,896 人、市外で就業している人は 9,147 人となっており、市内での就業者が多くなっています。

また、県内での就業地は、新潟市、新発田市、五泉市の順に多くなっています。

図表 15 歳以上居住者の従業・就業状況

区分	平成 22 年			平成 27 年		
	計	就業者	通学者	計	就業者	通学者
全体	24,808	22,602	2,206	24,263	22,325	1,938
市内で従業・通学	13,917	13,274	643	13,463	12,896	567
自宅	3,624	3,624	－	3,323	3,323	－
自宅外	10,293	9,650	643	10,140	9,573	567
市外で従業・通学	10,885	9,323	1,562	10,493	9,147	1,346
県内	10,321	8,825	1,496	10,300	8,989	1,311
新潟市	6,901	6,058	843	6,882	6,090	792
新発田市	1,901	1,360	541	1,820	1,389	431
五泉市	884	833	51	898	858	40
聖籠町	196	196	－	258	257	1
阿賀町	127	126	1	147	145	2
その他	312	252	60	295	250	45
県外	49	39	10	91	61	30

資料：国勢調査

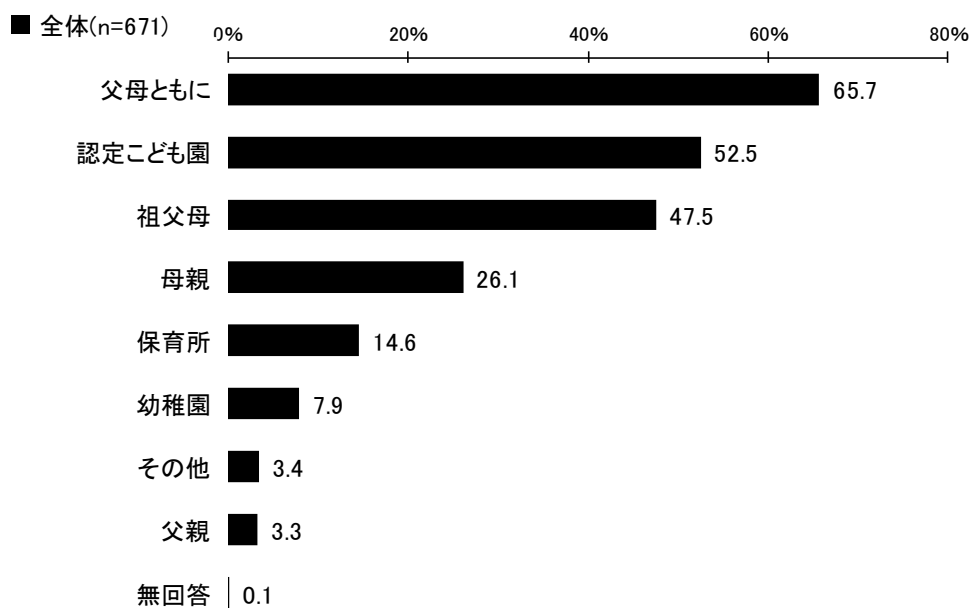
4 アンケート調査結果の概要

1 就学前児童（0歳～5歳）

① 子育てに日常的に関わる方

子育てに日常的にかかわる方については、「父母ともに」の割合が65.7%で最も高く、次いで「認定こども園」(52.5%)、「祖父母」(47.5%)などの順となっています。

子育てに日常的に関わる方【複数回答】

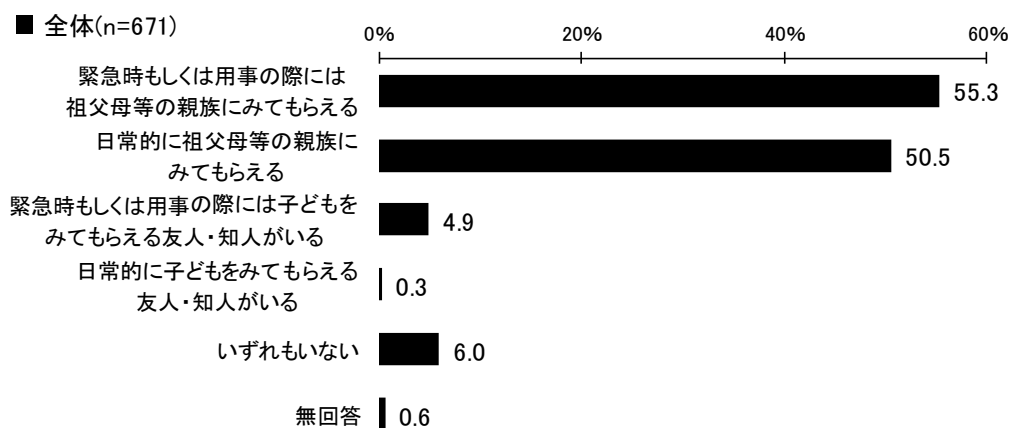


② 子どもをみてもらえる親族・知人（複数回答）

子どもをみてもらえる親族・知人については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が55.3%で最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」（50.5%）と続き、他の項目を大きく引き離しています。また、「いずれもない」は6.0%となっています。

地区別にみると、「安田地区」、「笹神地区」では「日常的に親族にみてもらえる」が最も多く、その他の地域では「緊急時等には親族にみてもらえる」が最も多くなっており、いずれも50%を超えています。

子どもをみてもらえる親族・知人【複数回答】

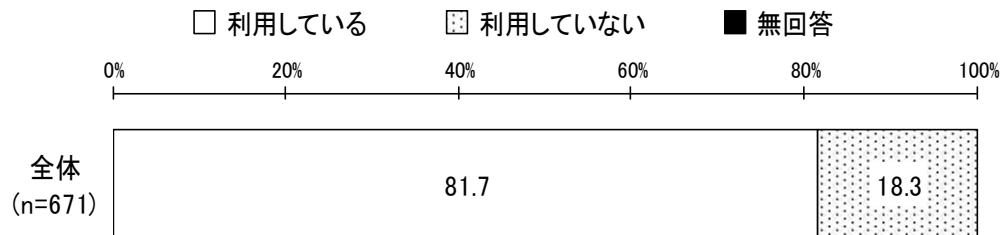


		日常的に親族に みてもらえる	緊急時等には親族に みてもらえる	日常的にみてもらえる 友人・知人がいる	緊急時等にはみてもら える友人・知人がいる	いずれもない	無回答
合計		50.5%	55.3%	0.3%	4.9%	6.0%	0.6%
居住地区別	安田地区	56.3%	48.1%	0.0%	3.7%	7.4%	1.5%
	京ヶ瀬地区	49.1%	54.3%	0.9%	7.8%	6.0%	1.7%
	水原地区	44.6%	61.4%	0.3%	4.8%	5.7%	0.0%
	笹神地区	65.4%	44.4%	0.0%	3.7%	2.5%	0.0%

③ 定期的な教育・保育事業の利用状況

定期的な教育・保育事業の利用状況については、「利用している」の割合が81.7%で、「利用していない」(18.3%)を大きく上回っています。

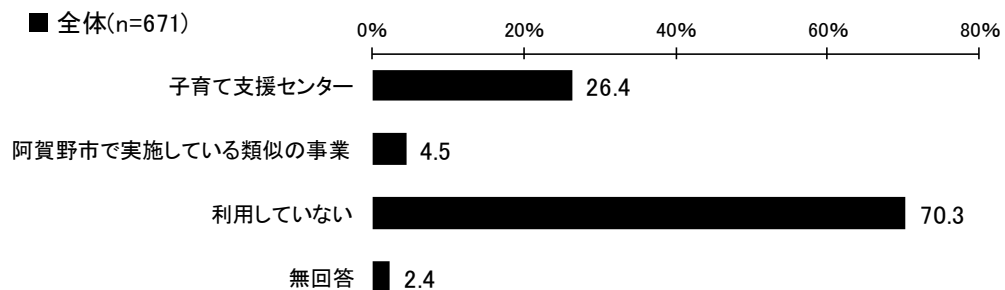
定期的な教育・保育事業の利用状況



④ 地域子育て支援事業の利用状況

地域子育て支援拠点事業の利用状況については、利用している事業では「子育て支援センター」が26.4%、「阿賀野市で実施している類似の事業」が4.5%といった割合となっています。なお、「利用していない」の割合は70.3%となりました。

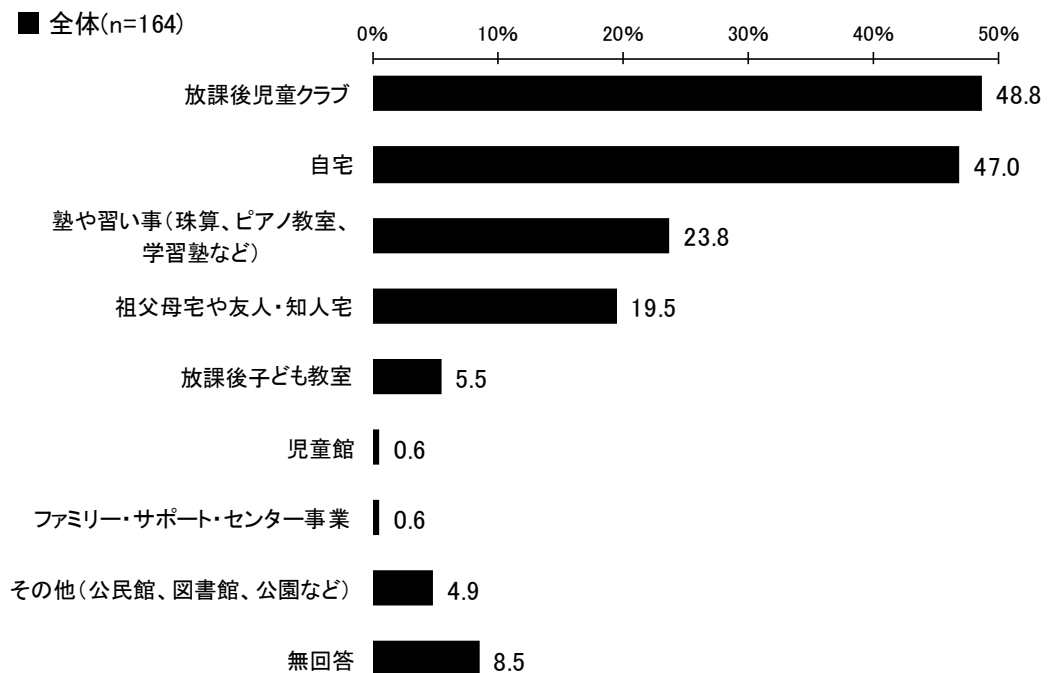
地域子育て支援事業の利用状況



⑤ 小学校低学年（１～３年生）の間の放課後の利用希望場所

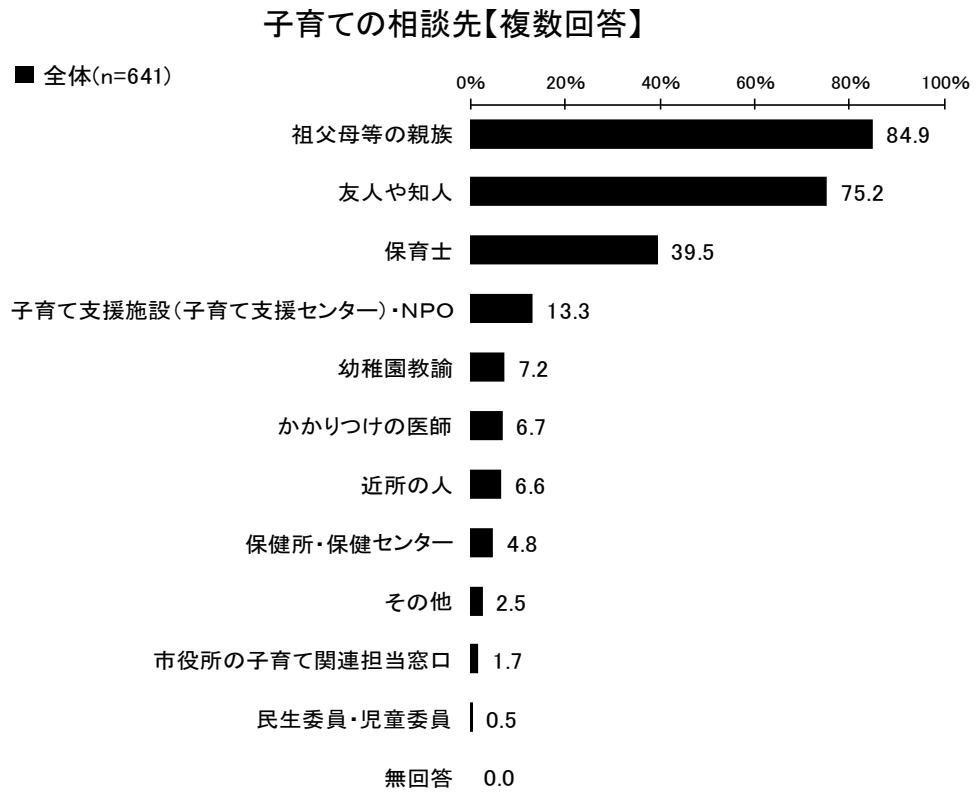
小学校低学年の間の放課後の利用希望場所については、「放課後児童クラブ」の割合が48.8%で最も高く、次いで「自宅」(47.0%)が続き他の項目を引き離しています。

小学校低学年の間の放課後の利用希望場所【複数回答】



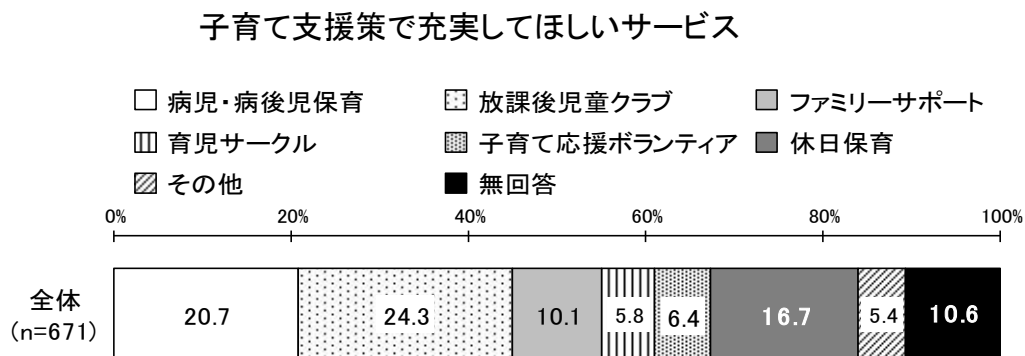
⑥ 子育ての相談先

子育ての相談先については、「祖父母等の親族」の割合が84.9%で最も高く、次いで「友人や知人」（75.2%）と続き、他の項目を引き離しています。



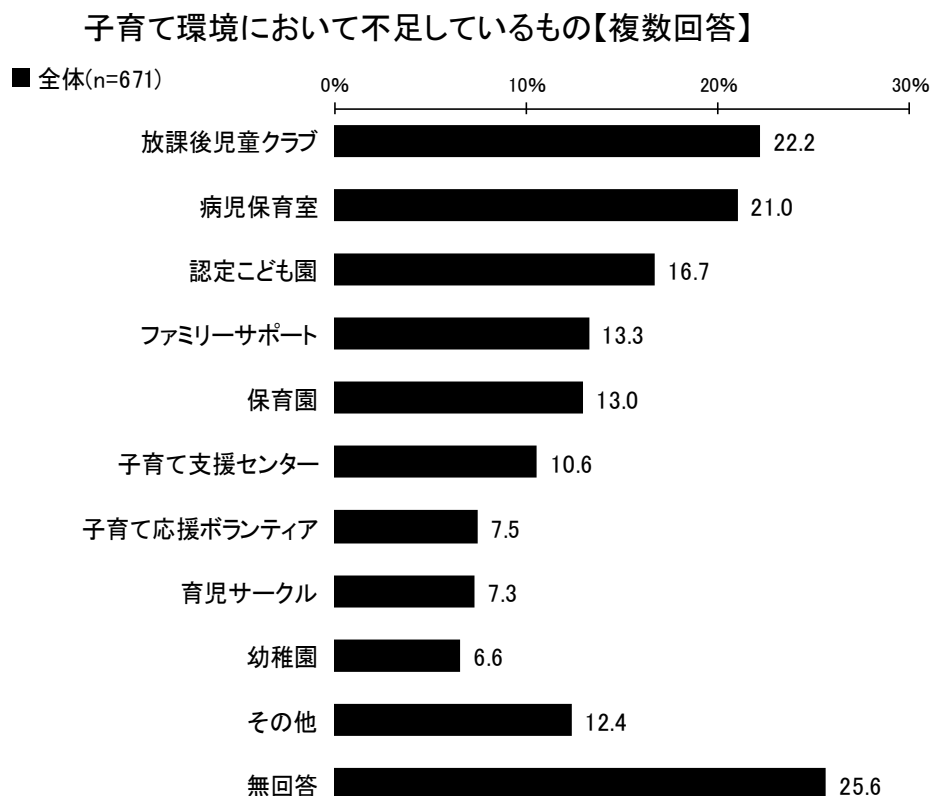
⑦ 子育て支援策で充実してほしいサービス

子育て支援策で充実してほしいサービスについては、「放課後児童クラブ」の割合が24.3%で最も高く、次いで「病児・病後児保育」(20.7%)、「休日保育」(16.7%)などの順となっています。



⑧ 子育て環境において不足しているもの

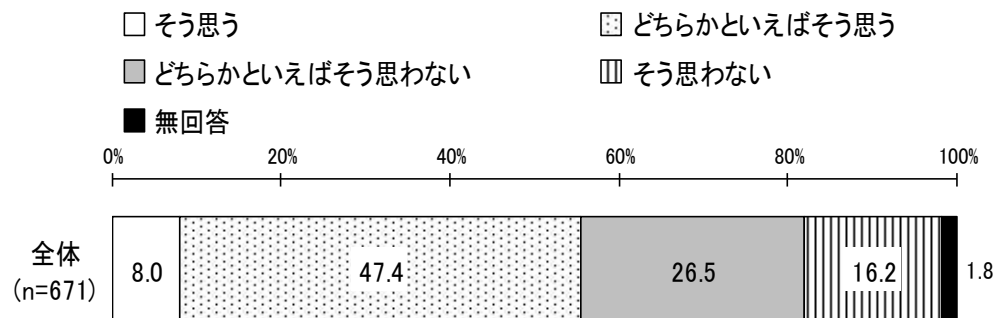
子育て環境において不足しているものについては、「放課後児童クラブ」の割合が22.2%で最も高く、次いで「病児保育室」(21.0%)、「認定こども園」(16.7%)などの順となっています。



⑨ 子育てに対する経済支援の配慮

市の子育てに対する経済支援について配慮されていると感じるかについては、「どちらかといえばそう思う」と「そう思う」を合わせた“思う”の割合が55.4%で、「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」を合わせた“思わない”（42.7%）の割合を上回っています。

子育てに対する経済支援の配慮

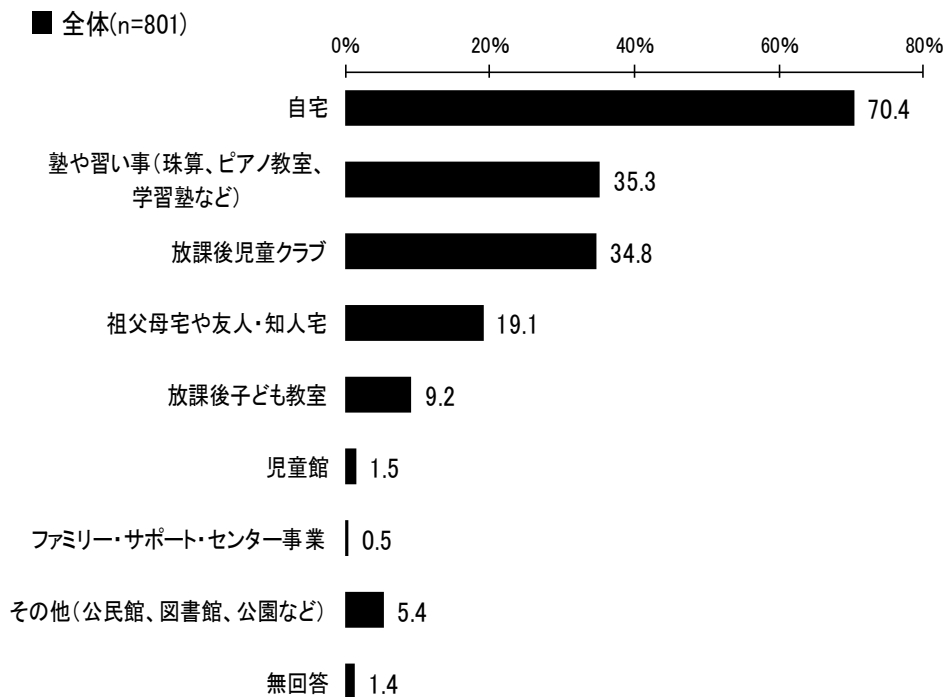


2 就学児童（小学1～3年生）

① 小学校低学年（1～3年生）の間の放課後の利用希望場所

小学校低学年の間の放課後の利用希望場所については、「自宅」の割合が70.4%で最も高く、他の項目を引き離しています。次いで「塾や習い事（珠算、ピアノ教室、学習塾など）」（35.3%）、「放課後児童クラブ」（34.8%）などの順となっています。

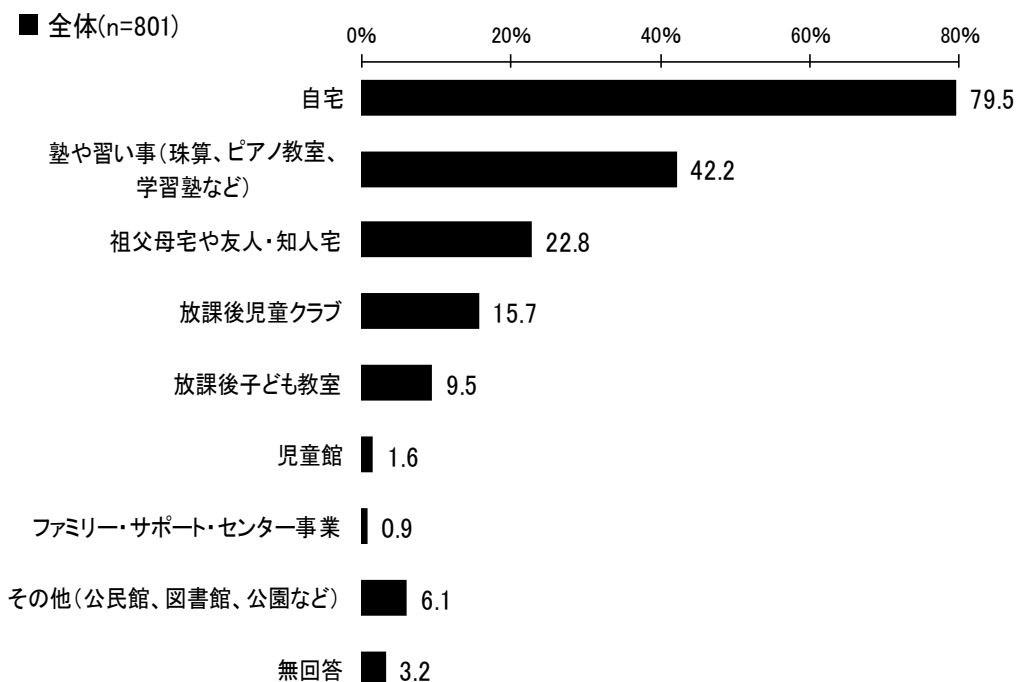
小学校低学年の間の放課後の利用希望場所【複数回答】



② 小学校高学年（４～６年生）の間の放課後の利用希望場所

小学校高学年の間の放課後の利用希望場所については、「自宅」の割合が79.5%で最も高く、他の項目を引き離しています。次いで「塾や習い事（珠算、ピアノ教室、学習塾など）」（42.2%）、「祖父母宅や友人・知人宅」（22.8%）などの順となっています。

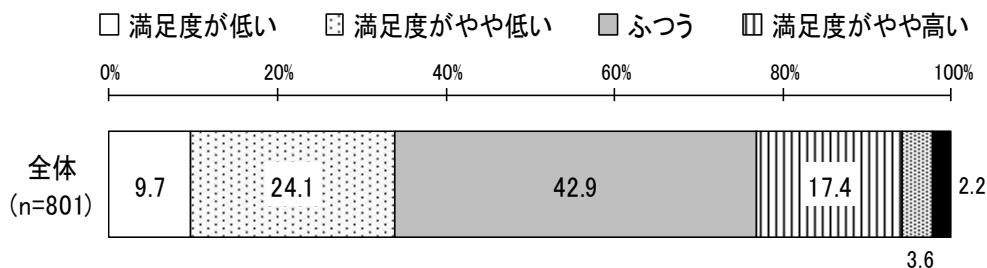
小学校高学年の間の放課後の利用希望場所【複数回答】



③ 子育ての環境や支援への満足度

子育ての環境や支援への満足度については、「ふつう」の割合が42.9%で最も高くなっています。また、「満足度がやや低い」（24.1%）と「満足度が低い」（9.7%）を合わせた“不満足”が33.8%で、「満足度がやや高い」（17.4%）と「満足度が高い」（3.6%）を合わせた“満足”（21.0%）の割合を上回っています。

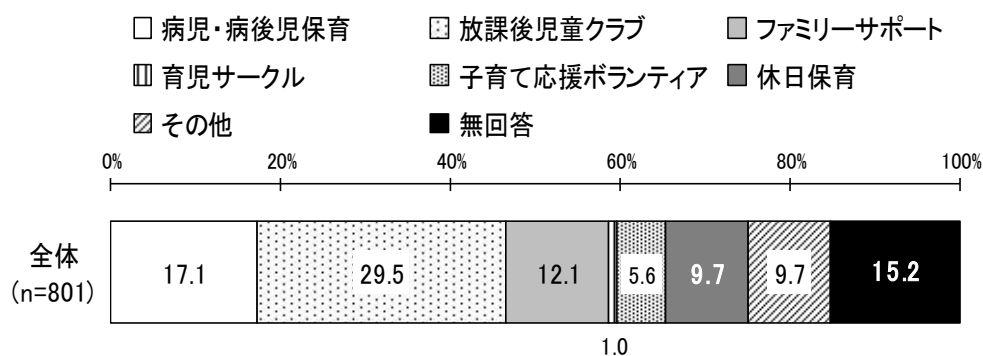
子育ての環境や支援への満足度



④ 子育て支援策で充実してほしいサービス

市の子育て支援策で充実してほしいサービスについては、「放課後児童クラブ」の割合が29.5%で最も高く、次いで「病児・病後児保育」(17.1%)、「ファミリーサポート」(12.1%)などの順となっています。

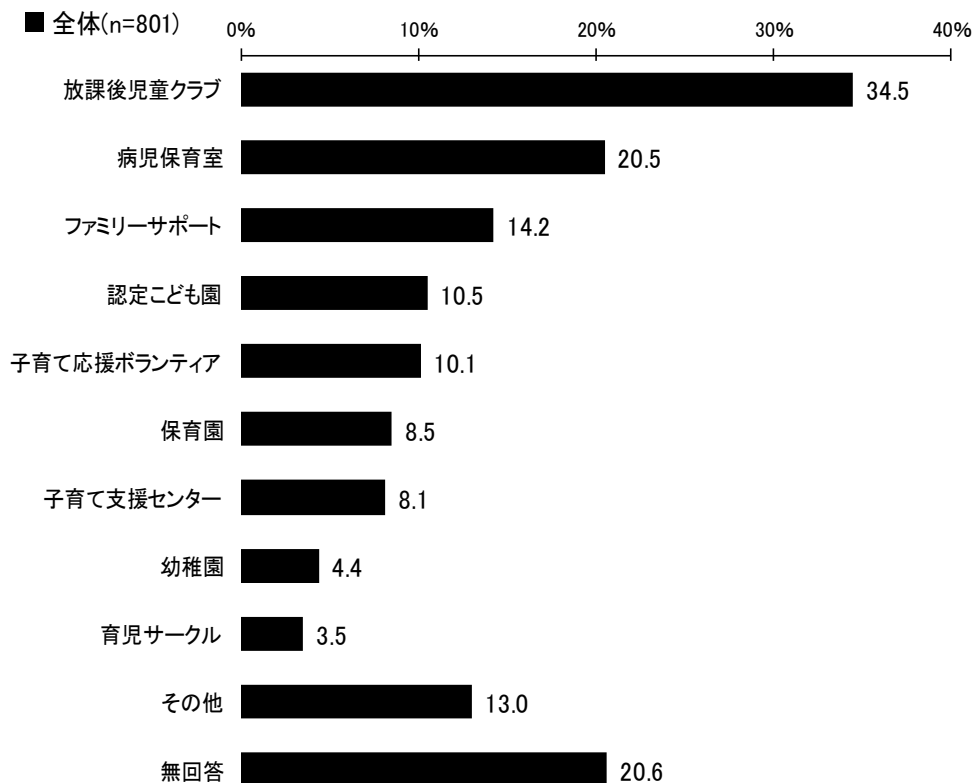
市の子育て支援策で充実してほしいサービス



⑤ 子育て環境において不足しているもの

子育て環境において不足しているものについては、「放課後児童クラブ」の割合が34.5%で最も高く、次いで「病児保育室」(20.5%)、「ファミリーサポート」(14.2%)などの順となっています。

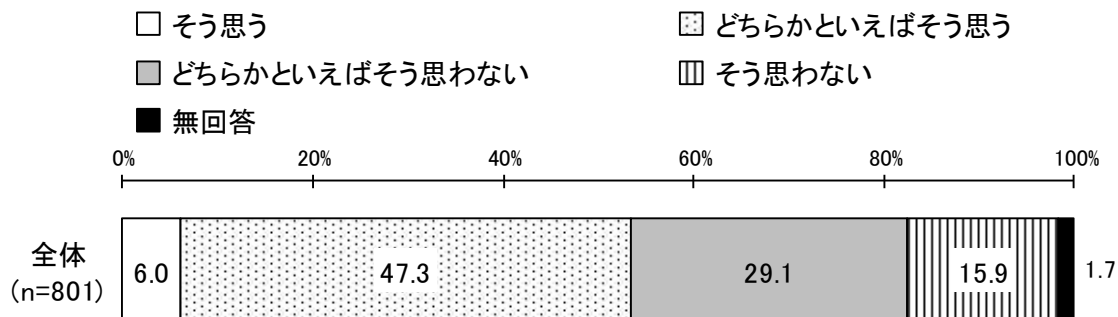
子育て環境において不足しているもの【複数回答】



⑥ 子育てに対する経済支援の配慮

子育てに対する経済支援について配慮されていると感じるかについては、「どちらかといえばそう思う」と「そう思う」を合わせた“思う”の割合が53.3%で、「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」を合わせた“思わない”（45.0%）の割合を上回っています。

子育てに対する経済支援の配慮【複数回答】



（３）調査結果からの課題

- 病児・病後児保育は、就学前児童、就学児童ともに充実してほしいサービス割合がそれぞれ 20.7%、17.1%と高く、子育て環境において不足しているものとしても 2 番目に高い割合であることから、サービス内容や利用方法について周知の徹底が求められます。
- 放課後児童クラブの利用意向は小学校低学年で 34.8%、高学年で 15.7%となっていますが、就学前児童、就学児童ともに今よりも充実してほしいサービスで最も高くなっていることから、サービス内容も含め、充実に向けた検討が求められます。
- 子育て環境や子育て支援について総合的な推進を行い、住民にとって子育てしやすい環境を整備・充実していくことが求められます。

第 3 章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子どもも 親も 地域も 輝きあふれる都市^{まち}

個人の生き方の多様化が進み、家庭や地域を取り巻く環境に変化が生じ、急速に少子高齢化が進行している現状の中、子どもはかけがえのない財産であり、未来を担う子どもたちが健やかに育つことは社会の発展に欠かすことができません。

本市では、子育てには親と家庭が責任を有するという基本的な考えの下に、子どもの幸せを第一に考える視点、子どもを次の社会を担う人材に育てる視点、そして、家庭・団体・事業者・行政等を含め地域全体で子どもと家族を支える視点に立ち、まち全体が子どもの成長を見守り、安心して子どもを産み育てられ、子どもがしっかりと成長できるような、子育てが楽しいまちを目指します。

2 教育・保育の提供区域

本計画の策定時に、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域、いわゆる教育・保育提供区域の設定が義務付けられています。教育・保育提供区域設定は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して区域設定を行うこととなっています。

そのため、本市ではこれらの条件を総合的に勘案し、教育・保育提供区域について市内全域を1区域とし、取り組みを進めます。

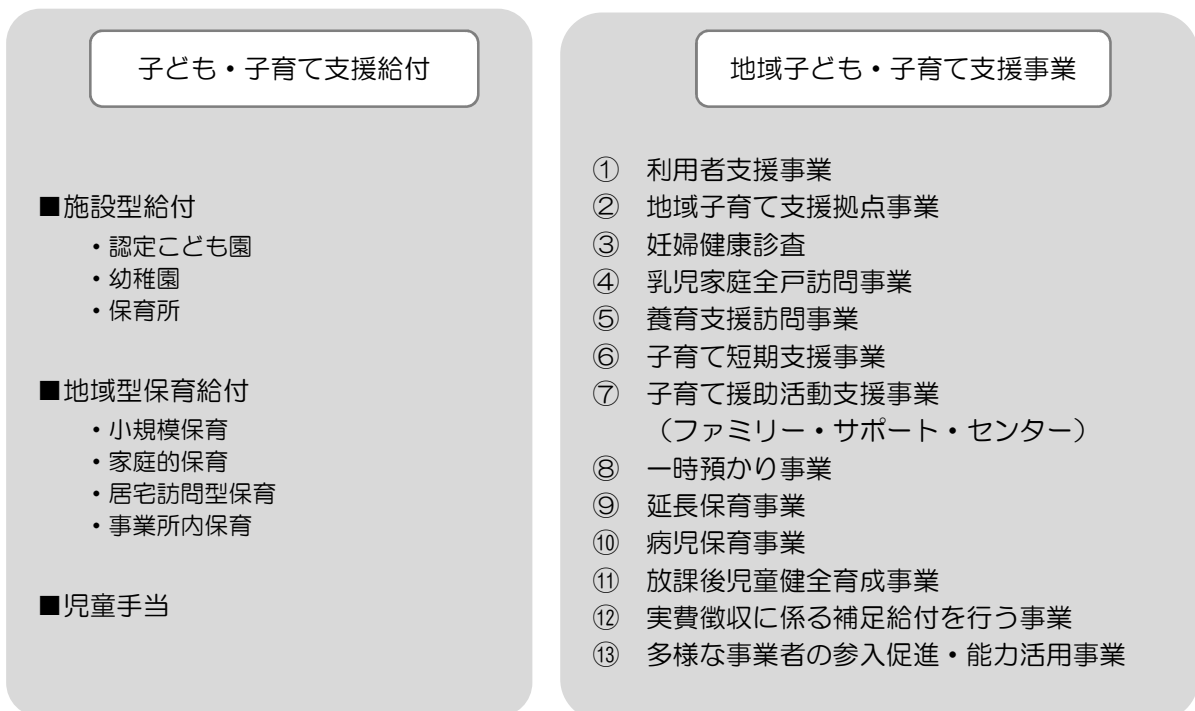
3 子ども・子育て支援新制度

平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づいて、「子ども・子育て支援新制度」が定められました。この新制度では、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」を主なねらいとしています。

(1) 子ども・子育て新制度の内容

- 認定こども園、幼稚園、認可保育所を通じた共通の給付
「保育の必要性」を認定し、その内容に応じた給付（施設型給付）を行います。
施設型給付措置を行うことにより、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供を行うことができます。
- 認可を受けた事業者等を通じた共通の給付
「保育の必要性」を認定し、その内容に応じた給付（地域型保育給付）を行います。
小規模保育事業等にも給付措置をすることにより、量的拡大・確保につながります。
- 認定こども園制度の改善
幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園制度の改善を図り、設置手続きを簡素化します。
- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実
保育の必要な子どもがいる家庭だけでなく、地域のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

(2) 子ども・子育て新制度の事業体系



(3) 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準にもとづき、保育の必要性を認定したうえで、給付する仕組みとなっています。

認定区分

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上で幼稚園等での教育を希望する就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上で保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する就学前の子ども(保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満で保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園 地域型保育事業

認定基準

事 由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、家庭内就労など基本的に全ての就労 ②就労以外の事由 保護者の疾病・障がい、産前産後、親族の介護、災害復旧、求職活動および就学等
区 分	①保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した標準時間利用 ②保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用 (本市では、下限時間を1か月48時間以上と設定)
優先利用	ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

第 4 章

計画の展開

第4章 計画の展開

1 教育・保育事業量の見込み

■ 実績

(人)

	27 年度				28 年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
量の見込み（計画）	208	766	115	395	195	771	113	389
年度末実績	243	703	108	388	243	711	110	367
達成率	116.8%	91.8%	93.9%	98.2%	124.6%	92.2%	97.3%	94.3%
確保方策（計画）	223	755	113	366	223	755	113	366

29 年度				30 年度				31 年度			
1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
182	750	111	383	170	737	110	378	159	725	108	372
299	639	115	372	283	595	99	423	274	601	118	404
164.3%	85.2%	103.6%	97.1%	166.5%	80.7%	90.0%	111.9%	172.3%	82.9%	109.3%	108.6%
223	755	113	366	223	743	113	378	223	743	113	378

1号認定から3号認定まで、以下のとおり見込んでいます。

令和元（平成31）年度実績人数見込み（4月1日現在）

	1号	2号	3号	
	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
実績人数（見込み）	260	588	111	383

■量の見込み

（人）

		2年度				3年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		263	613	121	365	255	594	126	395
内容 ②確保 の	認定こども園、 幼稚園、保育所	270	615	113	385	270	610	120	405
	企業主導型保育 施設の地域枠	—	—	15	—	—	—	15	—
②—①		7	2	7	20	15	16	9	10

4年度				5年度				6年度			
1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
254	592	129	397	239	557	130	383	227	531	129	370
270	610	120	405	260	585	120	405	260	550	120	400
—	—	15	—	—	—	15	—	—	—	15	—
16	18	6	8	21	28	5	22	33	19	6	30

【確保方策】

○就学前児童数は、出生数の減少により年々減少していますが、0歳から2歳までの入園児童数は微増傾向にあります。保護者のニーズや地域ごとの需要に合わせ、適切に対応していきます。

○保育環境の向上に向け、今後の整備は以下を予定しています。

ひまわり幼稚園：園舎建替え（令和2年度～3年度）

日章幼稚園：園舎建替え（令和2年度～3年度）

あやめ保育園：大規模改修（令和3年度）

みどり保育園：大規模改修（令和4年度）

京ヶ瀬こども園：園舎建替え（令和5年度）

2 地域子ども・子育て支援事業量の見込み

(1) 利用者支援事業

子どもや保護者、妊娠している方に、身近な場所で教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施するため、平成30年度から市役所健康推進課に子育て世代包括支援センターを設置し、利用者支援事業（母子保健型）を開設しました。

■実績

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み (計画)					
実績				1か所	1か所

■量の見込み

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②確保の内容	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②－①	－	－	－	－	－

【確保方策】

○今後も利用者に寄り添いながら、支援体制を継続していきます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

本市では、市内8か所で実施しています。

■実績

(人/回)

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み (計画)	21,840	21,505	21,175	20,850	20,530
実績	17,730	27,833	31,551	27,748	25,614
達成率	81.2%	129.4%	149.0%	133.1%	124.8%

■量の見込み

(延べ人数/月)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	1,685	1,660	1,635	1,610	1,586
②確保の内容	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所
②－①	－	－	－	－	－

【確保方策】

○今後も市内8か所で実施し、ニーズの確保に努めます。

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

■実績

(人回)

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み (計画)	3,780	3,640	3,500	3,360	3,220
実績	3,329	3,115	2,984	3,007	2,634
達成率	88.1%	85.6%	85.3%	89.5%	81.8%

■量の見込み

(人回)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	3,346	3,206	3,108	2,968	2,828
②確保の内容	3,346	3,206	3,108	2,968	2,828
②－①	0	0	0	0	0

【確保方策】

○母子健康手帳交付時に健診の受診票（1人14回）を交付し、使用方法を説明します。

○量の見込み、確保の内容とともに全ての妊婦が14回の受診を行うことを想定し、ニーズを確保していきます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

本市では、乳児のいる家庭に保健師が1回訪問します。

■実績

(人)

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み (計画)	270	260	250	240	230
実績	249	247	217	239	235
達成率	92.2%	95.0%	86.8%	99.6%	102.2%

■量の見込み

(人)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	239	229	222	212	202
②確保の内容	239	229	222	212	202
②－①	0	0	0	0	0

【確保方策】

○引き続き、全ての家庭を訪問します。

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

本市では、平成29年度より事業を開始しました。

■実績

(人)

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み(計画)					
実績			213	191	175
達成率			213.0%	191.0%	175.0%

■量の見込み

(人)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	200	200	200	200	200
②確保の内容	200	200	200	200	200
②-①	0	0	0	0	0

【確保方策】

○引き続き、保健師が中心になって支援に取り組んでいきます。

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。

本市では、地域型保育事業等への参入者を確保しつつ、実施に向けて取り組んでいます。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

本市では、あがの子育て支援センターにここを事務局として相互援助活動を行っています。

■実績

(人日)

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み (計画)	305	310	316	321	326
実績	6	24	9	6	0
達成率	2.0%	7.7%	2.8%	1.9%	0%

■量の見込み

(人日)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	70	68	66	65	63
②確保の内容	70	70	70	70	70
②ー①	0	2	4	5	7

【確保方策】

○引き続き実施し、潜在的なニーズ量確保のため、提供会員の拡大に取り組みます。

（８）一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園・保育所・認定こども園で一時的に預かり、必要な保護を行います。

本市では、幼稚園２園と保育園４園、認定こども園１２園とあがの子育て支援センターにこにこで実施しています。

幼稚園・こども園における在園児を対象とした一時預かり

■実績

(人日)

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み (計画)	72	72	72	71	71
実績	43	75	78	60	83
達成率	59.7%	104.2%	108.3%	84.5%	116.9%

■量の見込み

(人日)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	9,885	9,885	9,885	9,885	9,885
②確保の内容	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
②－①	115	115	115	115	115

保育園における一時預かり

■実績

(人日)

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み (計画)	680	654	628	604	580
実績	191	461	412	487	430
達成率	28.1%	70.5%	65.6%	80.6%	74.1%

■量の見込み

(人日)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	530	500	470	440	410
②確保の内容	530	500	470	440	410
②－①	0	0	0	0	0

【確保方策】

○引き続き実施し、ニーズを確保していきます。

(9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園や保育所等で保育を実施します。

本市では、保育園 4 園と認定こども園 12 園で実施しています。

■実績

(人)

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み (計画)	444	437	431	425	418
実績	467	261	260	234	243
達成率	105.2%	59.7%	60.3%	55.1%	58.1%

■量の見込み

(人)

	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
①量の見込み	418	401	400	379	363
②確保の内容	418	401	400	379	363
②－①	0	0	0	0	0

【確保方策】

○ニーズ量確保のため、引き続き 16 園で実施していきます。

(10) 病児保育事業

子どもが病気または病気の回復期で、集団保育が困難な期間において、病院に付設された専用スペースにおいて、看護師と保育士が一時的に保育等を実施します。

本市では、平成 26 年 10 月から病児保育室を開設しています。また、病児保育は病後児保育を内包しているため、病児・病後児の保育が可能です。

■実績

(人日)

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み (計画)	1,588	1,584	1,557	1,538	1,518
実績	121	247	410	379	280
達成率	7.6%	15.6%	26.3%	24.6%	18.4%

■量の見込み

(人日)

	量の見込み				
	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
①量の見込み	848	815	811	771	737
②確保の内容	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
②－①	592	625	629	669	703

【確保方策】

○引き続き実施し、ニーズを確保していきます。

(11) 放課後児童健全育成事業

共働き家庭など保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室や専用施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

本市では、市内9か所にて放課後児童クラブを開設しており、開設時間も午後7時までが8か所、午後7時30分までが1か所と、地域の保育施設と終了時間が同じ時間設定となっています。

■実績

(人)

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み (計画)	250	246	243	240	237
実績	332	351	422	436	422
達成率	132.8%	142.7%	173.7%	181.7%	178.1%
確保の内容 (計画)	285	305	305	305	305
供給量	354	394	414	454	449
達成率	124.2%	129.2%	135.7%	148.9%	147.2%

■量の見込み

(人)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	434	469	469	469	469
低学年	394	430	430	430	430
高学年	40	39	39	39	39
②確保の内容	484	519	519	519	519
②－①	50	50	50	50	50

【確保方策】

- 令和2年度に、新たに神山小学校の校舎内に神山児童クラブを設置し、定員を35人増員した上で指定管理者である社会福祉法人みのり会が運営します。
- 令和3年度には、堀越小学校区に児童クラブ開設を目指し、定員を40人増員します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

本市では、今後の状況を勘案し、検討を行っていきます。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

現状では、本市における参入希望者はいません。

3 新・放課後子ども総合プラン

平成30年に国が策定・公表した「新・放課後子ども総合プラン」では、女性の就業率の上昇等により更なる共働き家庭の児童数が見込まれています。

そのため、プランでは放課後児童クラブと放課後子供教室の計画的な整備とともに、一体的または連携して実施していくことを目標としています。

(1) 放課後子供教室の目標事業量

現在、市内5か所で放課後スクールを開設しています。開設場所は、1か所が余裕教室を利用していますが、その他4か所は小学校の余裕教室等を利用したのではなく、市の公共施設を利用したものとなっています。

放課後子供教室の利用希望は、就学前児童のニーズ調査が5.5%、就学児童のニーズ調査では、小学校低学年において9.2%、高学年においては9.5%となっており、放課後を自宅や児童クラブの利用希望と比べ低い状況になっています。

今後、小学校の余裕教室の調査、確保とあわせ利用ニーズの精査を行うなかで、更なる整備の必要性も含め検証していきます。

(2) 放課後児童クラブと放課後子供教室の連携等

放課後子供教室の整備状況にもよりますが、放課後児童クラブの支援員と放課後子供教室のコーディネーターが連携し、プログラムの内容や実施日等について検討できるよう、打ち合わせの場を提供します。

また、放課後児童クラブが小学校から離れた場所に設置されていること等を考慮し、放課後児童クラブの運営者による送迎や移動時における支援員の随行等についても協議をしていく必要があります。

今後、総合教育会議の場を活用し、児童の放課後対策等について総合的な見地から協議ができるよう、提案等を行っていきます。

4 阿賀野市における子ども・子育て支援

子ども・子育て支援に関する事業のうち、法律に則って行われている事業や、市の独自事業として行っているものについて、本計画においても推進していきます。

(1) 社会福祉課で実施している事業

事業名	概要と方向性
通常保育事業	保護者等の就労等により保育に欠ける児童に対して保育施設が保育を行うものです。 保育の質の向上を図るとともに、保育ニーズに応じた施設整備の推進を図ります。
延長保育事業	保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加に応えるため、通常保育時間（11 時間開所）を越えて保育時間の延長を行うものです。 核家族が増加傾向にある中、保護者の就労形態の実状にあわせた時間帯での保育サービスの充実を図ります。
一時預かり事業（一般型）	冠婚葬祭、家族の疾病、育児疲れ等により一時的に保育が必要な乳幼児に対し、保育施設が一時保育を行うものです。 一時的に保育が困難な場合はもとより、育児疲れによる保護者の心理的・肉体的負担の軽減を図ります。
一時預かり事業（幼稚園型）	幼稚園等に在籍する満 3 歳以上の幼児で、教育時間の前後等に当該幼稚園等において一時的に預かります。
未満児保育事業	2 歳未満児の生命の安全と心身の順調な発達が保障されるよう、設備、職員配置等適切な条件下で未満児保育を実施できるよう私立保育施設に対し補助金を交付します。（※未満児の受入れは全ての保育施設で実施） 0～1 歳児の母親の出産後、早期職場復帰や経済的な理由で求職活動等をしなければならない保護者が安心して保育施設に預けられるよう保育士数・保育室の面積要件を満たし、可能な限り受け入れを行います。
病児保育事業	子どもが病気又は病気の回復期で集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な子どもを専用スペースで一時的に保育を行うものです。
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言等の援助を行うものです。
子育て支援ボランティア育成事業	乳幼児とその親（家族）への子育て支援に携わるボランティアを育成します。
ファミリー・サポート・センター事業	子育て中の就労者や主婦等を会員として、送迎や放課後の預かり、家事援助など相互援助活動を行う組織を運営します。 提供会員数の拡大に努め、活動の活性化を図ります。
子育て応援カード事業	満 15 歳未満の子どもを養育する保護者に対し、子育て応援カードを交付し、協賛店に提示することにより、各種サービスを受けることができます。 多くの場所で子育て応援カードを利用できるよう、広報やホームページ等を利用し、協賛企業を募集していきます。

事業名	概要と方向性
放課後児童クラブ事業	昼間保護者が家庭にいない小学生を対象に放課後児童支援員を配置し、適切な遊び及び生活の場を与え、健全育成を図ります。 多様なニーズに対応するため、受け入れ体制および施設の充実を図ります。
児童手当の支給	次世代の社会を担う子どもの育ちを社会全体で応援する観点から、中学校終了までの児童を対象に手当を支給します。 国の制度を遵守して実施します。
子どもの医療費助成	高校卒業までの子どもの医療費を助成します。また、入院に係る費用は全額助成に拡大します。 県単事業及び一部市単事業で実施します。
ひとり親家庭等医療費等助成	ひとり親及び高校卒業までの子の通院・入院にかかる医療費を助成します。 県単事業及び一部市単事業で実施します。
児童扶養手当の支給	高校卒業までの児童のいるひとり親家庭に手当を支給します。 国の制度により実施します。
特別児童扶養手当の支給	20歳未満の障がい児を監護・養育する父母等に応給します。 国の制度により実施します。
重度心身障害者（児）医療費助成	身体障害者手帳3級以上、療育手帳Aまたは精神障害者保健福祉手帳1級の障がい児の通院・入院にかかる医療費を助成します。 県単事業及び一部市単事業で実施します。
障害児福祉手当	20歳未満の重度の障がい児本人に手当を支給します。 国の制度により実施します。
こどものことばとこころの相談室事業	保育園、幼稚園及び学校と連携を取りながら子どもの発達や子育てについての不安、心配を持つ保護者の相談に応じます。 心身の健全な生育発達と子育て支援を目的とし、育児上、親が心配に思うすべての問題に対して支援します。
ひとり親家庭等就業支援	ひとり親家庭等の社会的自立のため、就労支援を行います。
ひとり親家庭等家賃助成事業	民間賃貸住宅等を借りるひとり親に対して、家賃の一部を助成します。
養育費の確保	子どもの健全な育成のために必要な養育費が確保されるよう、啓発活動及び養育費の取得方法等についての広報通知を行います。 リーフレットの配布や手続きの際に市の無料法律相談の利用を促し、養育費の取得率向上を図ります。
障がい児保育事業	私立保育施設において、心身に障がいをもつ児童の受け入れを促進します。 障がい児を受け入れる私立保育施設に対する市単・県単事業として補助金を交付します。
障害児・者紙おむつ等購入費助成事業	在宅で常時紙おむつ等を使用している1歳からの障がい児・者に、紙おむつ等の購入に係る費用の一部を助成します。
軽・中等度難聴児補聴器給付事業	身体障害者手帳の対象とならない18歳未満の軽・中等度難聴児に、補聴器を給付します。

(2) 健康推進課で実施している事業

事業名	概要と方向性
親子あそびの広場	遊びを通して子ども達の健全な成長発達を促し、スタッフが子どもの成長に合わせた育児支援を保護者に伝える場を提供します。
母子健康手帳の交付	母子健康手帳発行時において妊婦の健康状況を把握し、妊娠期間を健全に過ごせるように、指導助言を行っています。 基本的に保健センターで交付することにより看護職等による対応を推進し、妊婦の不安を解消していきます。
育児相談	子どもの育児相談に対して、相談の内容に応じて保健師、助産師、栄養士が助言指導を行っています。 実施日等を周知しながら育児不安の軽減を図ります。
プレママ・プレパパ教室	妊娠中の栄養・生活全般や赤ちゃんのいる生活をイメージできるようにし、出産後の育児不安の解消や虐待の予防を図ります。同じ状況にある仲間との情報交換や交流の場を通して、より主体性のある妊娠・出産・育児を考えられるように働きかけます。 各地区の実情に合わせながら、引き続き実施します。
妊婦一般健康診査	妊娠期間を健全に過ごし、丈夫な新生児を生み育てるよう、医療機関に委託して実施します。 公費負担回数を拡充し、妊婦の経済的負担の軽減を図ります。
新生児・産婦訪問	新生児が健やかに成長できるよう、生後1か月以内の乳児と母を対象に訪問を行い、乳児の成長や母の育児不安、子育て指導を実施します。 事業を周知しつつ訪問実施率を高め、育児不安の軽減を図ります。
妊産婦交流会	妊娠後期の妊婦と産後6か月までの産婦の交流会で、妊娠・育児に対する不安の軽減と孤立予防を図ります。 専門職のアドバイス等、参加者のニーズに合わせ相談なども実施しています。
日帰り産後ケア	助産師による育児指導や授乳のためのケア等を受けることができ、産婦の育児不安やストレスの軽減を図ります。
宿泊型産後ケア	産科医療機関で宿泊し、育児指導や身体のケアを受けることができます。 産後の心身の回復を図ります。
にこにこ相談	月2回、子育て支援センターにこにこで実施します。助産師や管理栄養士の専門的な個別相談を、予約なしで気軽に受けることができます。 日々の心配事などの解消に有効です。
紙おむつプレゼント事業	乳児の保護者の経済的負担を軽減するため、紙おむつ代を助成します。
離乳食講習会	離乳食の各時期に合った形態や味付け、調理方法等を講話や試食を通して知ってもらい、離乳食に対する不安を軽減します。友達作りの場や子どもの手遊び等の紹介もしています。
3～4 か月児健診	異常の早期発見に加え、育児不安の解消の場として実施しています。また、絵本の読み聞かせの推進と離乳食の準備を確認します。
2か月児訪問(乳児家庭全戸訪問事業)	生後2か月の乳児を対象に全ての家庭を訪問し、乳児の成長・発達の状況を確認するとともに、子育て支援に関する情報を提供します。

事業名	概要と方向性
9～10 か月児健診	内科健診と親子歯科健診、ブラッシング指導、育児相談を実施しています。また、離乳食の確認を行います。 心身の問題の早期発見、育児不安の軽減等へのアプローチの場として引き続き実施します。子どもの歯を健康に育てるための知識と習慣を身に付け、むし歯予防の習慣化を図ります。
1 歳6 か月児健診	異常の早期発見に加え、育児不安の解消の場として内科健診と歯科健診を同時に実施しています。絵本の読み聞かせの推進、離乳の完了確認、間食の意味の指導を行います。 心身の問題の早期発見、育児不安の軽減等へのアプローチの場として引き続き実施します。 むし歯になりにくい授乳習慣や間食習慣をつけるように指導します。 10 か月児健診での指導がより良い生活習慣・食習慣に繋がっているか確認し継続支援していきます。
2 歳児教室	子どもの成長発達の確認と保護者の育児不安への対応のため、母親同士の情報交換を行い、仲間づくりにつなげます。 1 歳6 か月健診で要管理にあがった幼児のフォローや発達障がい等の早期発見の場として引き続き実施します。
3 歳児健診	異常の早期発見に加え、育児不安の解消の場として内科健診と歯科健診を同時に実施しています。また、絵本の読み聞かせの推進、生活リズムと体格の確認を行います。 心身の問題の早期発見、育児不安の軽減等へのアプローチの場として引き続き実施します。 う蝕の早期発見、早期治療を目標にし、より良い生活習慣・食習慣の継続と予防事業への継続した参加を推奨していきます。
フッ素塗布（10 か月～就学前児）	乳幼児のむし歯予防の一環として、各地区ごとに定期的に実施します。 歯の再石灰化、歯質のむし歯に対する抵抗性の強化を図ります。
小児肥満等発育調査	高度肥満ややせの減少を目指し、幼児期後半の栄養状況を把握するための調査を実施します。 小児期からの生活習慣病予防、生涯を通じての健康づくりにつなげます。
双子交流会	双子の家族が交流することで、多胎の妊娠・出産・育児に関する情報を共有し、同じ立場の家族の仲間づくりや相談できる場を提供します。
沐浴教室	自宅で不安なく沐浴が行えるよう、沐浴の指導や沐浴の体験の場を提供します。 退院後の育児不安の軽減を図ります。
児童家庭相談	18 歳未満の児童が心身ともに健やかに育ち、安全で安心した生活を送ることができるよう関係機関と連携をとりながら、児童虐待の発生予防と児童及び家庭への適切な支援、相談への対応を行います。
子ども家庭総合支援拠点	児童虐待の発生前予防、早期発見、早期対応等の充実のため、相談体制の充実・強化を図り、すべての子供とその家庭及び妊産婦等を対象とし、福祉的な支援が必要な人に、関係機関と連携し支援を行う。

事業名	概要と方向性
中学生生活習慣病予防事業	中学2年生を対象に生活アンケート調査・健康診査（血圧測定・血液検査）や事後指導・結果報告会などを実施して、正しい生活習慣の大切さを若いころから学ぶことにより、生活習慣病の予防意識を高めていま

（３）学校教育課で実施している事業

事業名	概要と方向性
幼児の時間外預かり保育（幼稚園）	保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加などによるニーズに対応するため、通常教育時間を超えて、預かり保育を実施します。
教育相談員・教育指導主事の配置	小・中学校の学習指導及び生徒指導の充実を図るため、スクールカウンセラー・教育指導主事を配置し、授業改善やいじめ・不登校等について助言・指導を行います。 児童の就学や学校生活における不安等を払拭し、健やかな学校生活を送ることができるよう努めます。
学習支援教員の配置	児童生徒の基礎学力の向上・定着と個性を活かす教育の充実、学級における学習秩序の維持を図るため、学習支援教員を配置します。 学校の状況に合わせた配置を推進します。
就学困難な児童生徒に対する就学奨励	経済的理由によって就学が困難な児童生徒について、学用品を給付する等、就学奨励を行います。 増加傾向にあるニーズに対応していきます。
適応指導教室の設置	不登校児童生徒の集団生活への適応を促し、学校生活への復帰を支援します。
生活指導サポート委員会	児童・生徒及び青少年の問題行動を予防するとともに、万一問題行動があった場合、関係機関が相互に連携して該当者の指導・支援を行うなど適切に対応し、その健全育成を図ります。 児童を狙った凶悪犯罪や不審者等の出没、スマートフォン・携帯電話やインターネットに係る児童・生徒の被害・加害事故の未然防止のための活動を推進します。
介助員の配置	子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を受け、安全な学校生活を送ることができるようにするために、小・中学校に介助員を配置します。

(4) 生涯学習課で実施している事業

事業名	概要と方向性
ブックスタート事業	本を介しての親子のふれあいを促進するために、健診時に絵本の読み聞かせを行い、絵本の紹介を行います。 幼児期から本に出会わせることで親子のふれあいを深めようとする運動として定着させるよう推進します。
子ども読書活動推進事業	子どもが乳幼児期から本に親しみ、成長後は自ら読書を楽しむことで言語力・読解力等の向上につながっています。また、家庭・地域・学校で、周囲の大人が子どもの読書活動を支援しています。
学習支援事業	小学5・6年生や中学生を対象として、放課後や休日に宿題や予習・復習などの自主学習を支援する「放課後スクール」や「温故塾」を開講します。

(5) 企画財政課で実施している事業

事業名	概要と方向性
男女共同参画プラン推進事業	男女がともに参画し、夢と幸せを育むまちづくりを目指し、男女共同参画プランを推進します。 平成27年度に第3次男女共同参画プランを策定しました。 計画期間：平成28年度～令和2年度

第 5 章

子どもの貧困対策

第5章 子どもの貧困対策

1 基本目標の実現のための基本的な方向性

施策の基本的な方向性について、次の4つの柱に沿って子どもの貧困対策の総合的な推進を図ります。子どもの生活実態調査のアンケート自由記載では、「どのような制度があって、どこに申請すればいいのかわからない」、「就学に費用がかかるので経済的な支援があると助かる」、「仕事をしているので、放課後クラブを私用し助かる」などの意見がありました。また、所得によって習い事や塾の利用に差が生じており、全ての児童が教育を受ける機会の保障が必要です。

施策の推進にあたっては、成長段階に応じて切れ目のない必要な施策を実施し、子ども一人ひとりの人格を尊重し、子どもの視点に立ち、子どもの権利や人権に配慮することに留意します。

2 具体的な施策

(1) 教育の支援

① 指標

No	指標	国	県	市
1	生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率	93.7%	96.4%	0%
2	生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率	4.1%	4.3%	0%
3	生活保護世帯に属する子供の大学等進学率	36.0%	30.6%	0%
4	ひとり親家庭の子供の就園率（保育所・幼稚園等）	81.7%	63.0%	—
5	ひとり親家庭の子供の進学率（中学校卒業後）	95.9%	—	—
6	ひとり親家庭の子供の進学率（高等学校等卒業後）	58.5%	—	—
7	スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合（小学校）	50.9%	7人	0
8	スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合（中学校）	58.4%		25.0%
9	スクールカウンセラーの配置率（小学校）	67.6%	52.0%	25.0%
10	スクールカウンセラーの配置率（中学校）	89.0%	100%	100%
11	就学援助制度に関する周知状況	65.6%	96.7%	100%
12	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況（小学校）	47.2%	—	100%
13	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況（中学校）	56.8%	—	100%

② 施策の展開

子どもたちの学ぶ機会や希望する進学の実現を支援するため、学校内外での教育活動の充実を図るとともに、教育にかかる経済的負担の軽減に取り組みます。

事業名	事業内容	担当課
要保護準要保護児童生徒就学援助	経済的な理由により小中学校の就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、教育費用の一部を援助します。	学校教育課

特別支援教育就学奨励費	特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学用品費など、必要な費用を援助します。	学校教育課
奨学金貸付制度	経済的な理由で就学が困難な学生に対して、必要な費用を貸し付けます。 入学時に限り、希望者に入学準備金を貸し付けます。	学校教育課
塾のコンビニ（英語塾）事業	外国人講師が英語を楽しくわかりやすく教える英語塾を開講します。	学校教育課
キャリア教育の推進	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育を推進します。	学校教育課
教育相談員の配置	市教育センターに相談員を配置し、相談を行います。	学校教育課
スクールカウンセラーの設置	早期解決のための支援を行うスクールカウンセラー（学校派遣カウンセラー）が、いじめや不登校に悩む児童生徒・保護者へのカウンセリングや教職員への助言等を行います。	学校教育課
スクールソーシャルワーカーの配置	下越教育事務所に配置されているスクールソーシャルワーカーが学校等の要請により相談にあたります。	学校教育課
学習支援事業（放課後スクール）	未来の人づくりの一環として、学習意欲を持った小学5年生、6年生を対象に、宿題や予習、復習での疑問点などに関する指導・助言を行います。	生涯学習課
学習支援事業（温故塾）	未来の人づくりの一環として、学習意欲を持った中学生を対象に、自主学習での疑問点などに関する指導・助言を行う塾を無料で開設します。	生涯学習課
生活保護制度に係る高等学校等就学費の支給	生活保護受給世帯の方の高等学校への就学にかかる費用を給付します。	社会福祉課

（２） 生活の支援

① 指標

No	指標	国	県	市
1	ひとり親世帯で電気料金の未払い経験	14.8%	—	—
2	ひとり親世帯でガス料金の未払い経験	17.2%	—	—
3	ひとり親世帯で水道料金の未払い経験	13.8%	—	—
4	ひとり親世帯で食料が買えない経験	34.9%	—	—
5	ひとり親世帯で衣服が買えない経験	39.7%	—	—
	子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合			
6	・ひとり親世帯で重要な事柄の相談	8.9%	—	—
7	・ひとり親世帯でいざという時のお金の援助	25.9%	—	—

② 施策の展開

子育て世帯が安心して子育てできるよう、子育て環境や保育環境の整備をするとともに、子どもと保護者の不安が軽減できるよう各種相談体制の充実を図ります。

事業名	事業内容	担当課
2か月児訪問(乳児家庭全戸訪問事業)	生後2か月の乳児を対象に全ての家庭を訪問し、乳児の成長・発達の状況を確認するとともに、子育て支援に関する情報を提供します。	健康推進課
養育支援訪問事業	乳幼児健診・訪問・相談などにより把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童、保護者に監護させることが不相当であると認められる児童、その保護者または出産後の養育について出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行います。	健康推進課
児童家庭相談	18歳未満の児童が心身ともに健やかに育ち、安全で安心した生活を送ることができるよう関係機関と連携をとりながら、児童虐待の発生予防と児童及び家庭への適切な支援、相談への対応を行います。	健康推進課
母子保健健康教育・健康相談事業	母性並びに乳児及び幼児の健康の保持増進を図るため、妊娠、出産、育児に関し相談に応じ、必要な指導助言を行います。	健康推進課
延長保育事業	保護者の就労形態の多様化等による保育ニーズに応じるため、通常の保育時間を越えて保育を行います。	社会福祉課 学校教育課
一時預かり事業	保護者が冠婚葬祭やリフレッシュなどのために、一時的に保育が必要な児童に対し、保育園等で保育を実施します。 幼稚園等の満3歳以上の在園児を対象とした教育時間の前後などの保育を実施します。	社会福祉課 学校教育課
病児保育事業	病気の治療中または病気の回復期に至らない児童で、保護者が勤務等の都合により家庭での保育が困難な児童の保育を実施します。	社会福祉課
地域子育て支援拠点事業	子育て親子の交流の場、子育てに関する相談などを実施し、子育ての不安感を軽減して子どもの健やかな育ちを促進します。	社会福祉課
ファミリー・サポート・センター事業	子育ての応援をしてほしい人と子育ての応援をしたい人が会員となって、子どもの預かりなど育児に関する相互援助を行います。	社会福祉課
放課後児童健全育成事業	昼間保護者が家庭にいない小学生を対象に、適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全育成を図ります。	社会福祉課

母子父子寡婦等相談	ひとり親家庭の手当や助成等の相談を受け、必要に応じて各種窓口等を案内します。	社会福祉課
生活困窮者自立相談支援事業	相談員が、経済的な理由で生活の中での困りごとをかかえる人と一緒に解決のプランを作成し、寄り添ったかたちで親身になって支援します。	社会福祉課 (社会福祉協議会委託)
生活困窮者家計相談支援事業	債務等により家計収支の均衡が取れていない世帯を対象として、家計管理、家計再生の相談にのり生活が成り立つよう支援します。	社会福祉課 (社会福祉協議会委託)
生活困窮者住居確保給付金	賃貸住宅に居住している方が失業した場合、仕事を探している期間の家賃を補助します。	社会福祉課

(3) 保護者の就労支援

① 指標

No	指標	国	県	市
1	ひとり親家庭の親の就業率(母子世帯)	80.8%	88.0%	—
2	ひとり親家庭の親の就業率(父子世帯)	88.1%	93.5%	—
3	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合(母子家庭)	44.4%	—	—
4	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合(父子家庭)	69.4%	—	—

② 施策の展開

就労による生活の安定に向けて、働く場の確保や技能習得や資格取得のための支援の充実等を図ります。

事業名	事業内容	担当課
高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の父または母が、就職に有利で生活の安定に繋がるような資格を取得するために養成機関等で一定期間以上就業する場合、高等職業訓練促進給付金等を支給します。	社会福祉課
自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の父または母が、就職に有利な資格を取得するために国が指定する講座等を受講する場合に、自立支援教育訓練給付金を支給します。	社会福祉課
生活困窮者就労準備支援事業	就労に向け生活習慣、社会経験、職務能力形成のための援助を実施するとともに、求人応募のためのノウハウを身に付け就労活動ができるよう支援します。	社会福祉課 (社会福祉協議会委託)
生活保護制度に係る被保護者就労支援事業	生活保護を受け、就労が可能な受給者へ就労支援員を配し、求人応募に対して積極的な支援を行います。	社会福祉課

(4) 経済的な支援

① 指標

No	指標	国	県	市
1	子供の貧困率		—	17.9%
	・ 国民生活基礎調査	13.9%		
	・ 全国消費実態調査	7.9%		
2	ひとり親世帯の貧困率		—	58.6%
	・ 国民生活基礎調査	50.8%		
	・ 全国消費実態調査	47.7%		
3	ひとり親家庭のうち養育費について取決めをしている割合 (母子家庭)	42.9%	—	—
4	ひとり親家庭のうち養育費について取決めをしている割合 (父子家庭)	20.8%	—	—
5	ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合 (母子家庭)	69.8%	—	—
6	ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合 (父子家庭)	90.2%	—	—

② 施策の展開

世帯の生活状況に応じた給付事業などの生活支援を確実にを行い、経済的に困難な状況にある世帯の生活基盤を支えます。また、経済的支援につながる多様な制度等、情報の一層の周知を進めます。

事業名	事業内容	担当課
児童手当	中学校終了までの児童の養育者に手当を支給します。	社会福祉課
子ども医療費助成	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの子どもの医療費の一部を助成します。	社会福祉課
児童扶養手当	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童または20歳未満の障がい有する児童のいるひとり親に手当を支給します。	社会福祉課
ひとり親家庭等医療費等助成	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童または20歳未満の障がい有する児童のいるひとり親及び児童の通院・入院にかかる医療費の一部を助成します。	社会福祉課
ひとり親家庭等家賃助成事業	民間賃貸住宅等を借りるひとり親に対して、家賃の一部を助成します。	社会福祉課
特別児童扶養手当	20歳未満の障がい児を監護・養育する父母等に手当を支給します。	社会福祉課
重度心身障害者(児)医療費助成	身体障害者手帳3級以上、療育手帳Aまたは精神障害者保健福祉手帳1級の障がい児の通院・入院にかかる医療費を助成します。 県単事業及び一部市単事業で実施します。	社会福祉課
障害児福祉手当	20歳未満の重度の障がい児本人に手当を支給します。国の制度により実施します。	社会福祉課

障害児・者紙おむつ等購入費助成事業	在宅で常時紙おむつ等を使用している1歳からの障がい児・者に、紙おむつ等の購入に係る費用の一部を助成します。	社会福祉課
軽・中等度難聴児補聴器給付事業	身体障害者手帳の対象とならない18歳未満の軽・中等度難聴児に、補聴器を給付します。	社会福祉課
私立保育施設の保育料軽減事業	第2子、第3子以降の私立保育施設の保育料を減免します。	社会福祉課 学校教育課
子育て応援カード	15歳未満の子どもを養育する保護者に対し、子育て応援カードを交付し、協賛企業のサービスを受けることができます。	社会福祉課
みなし寡婦（夫）控除	未婚のひとり親にも税制上の寡婦控除をみなし適用し、保育料等の負担を軽減します。	社会福祉課
妊婦健康診査費補助金	県外で妊婦健診を受診した場合や、15回目以降受診した場合に健診費用を助成します。	健康推進課
妊産婦医療費助成事業	住民税非課税世帯に属する妊産婦に対し、妊娠届出をした翌月初日から出産した翌月末までの通院・入院にかかる医療費の一部を助成します。	健康推進課
産後健診助成事業	産後1か月母子健診に要する費用を全額助成します。	健康推進課
紙おむつプレゼント事業	乳児の保護者に対し、紙おむつ代を助成します。	健康推進課

（５） 支援体制の整備

① 施策の展開

子どもや保護者、世帯の抱える問題を適切に把握し、必要な支援へと確実につなげるために、市や関係機関等が連携して支援体制の整備を図ります。

事業名	事業内容	担当課
要保護児童対策地域協議会	要保護児童の適切な保護または要保護児童や要支援児童とその家族、特定妊婦などへの適切な支援のため、関係機関との連絡調整及び必要な事業を行う。	健康推進課
子ども家庭総合支援拠点	児童虐待の発生前予防、早期発見、早期対応等の充実のため、相談体制の充実・強化を図り、すべての子供とその家庭及び妊産婦等を対象とし、福祉的な支援が必要な人に、関係機関と連携し支援を行う。	健康推進課
生活困窮者自立支援事業「暮らしサポートセンターあがの」支援調整会議	生活困窮者の自立支援のため、関係機関と連携を図り、地域の多様な諸問題の解決を可能とする社会の仕組みづくりを進める。	社会福祉課 （社会福祉協議会委託）
民生委員児童委員協議会	民生委員・児童委員に対する研修の充実・強化を図り、地域において児童の健全育成や虐待の防止等、子どもと子育て家庭への支援を行う。	社会福祉課

第 6 章

計画の推進

1 計画の推進体制

子ども・子育て支援を総合的に行っていくためには、地域や関係機関、行政、保育所、幼稚園等、子ども・子育てに関わる全ての人や機関の連携・協働が重要です。

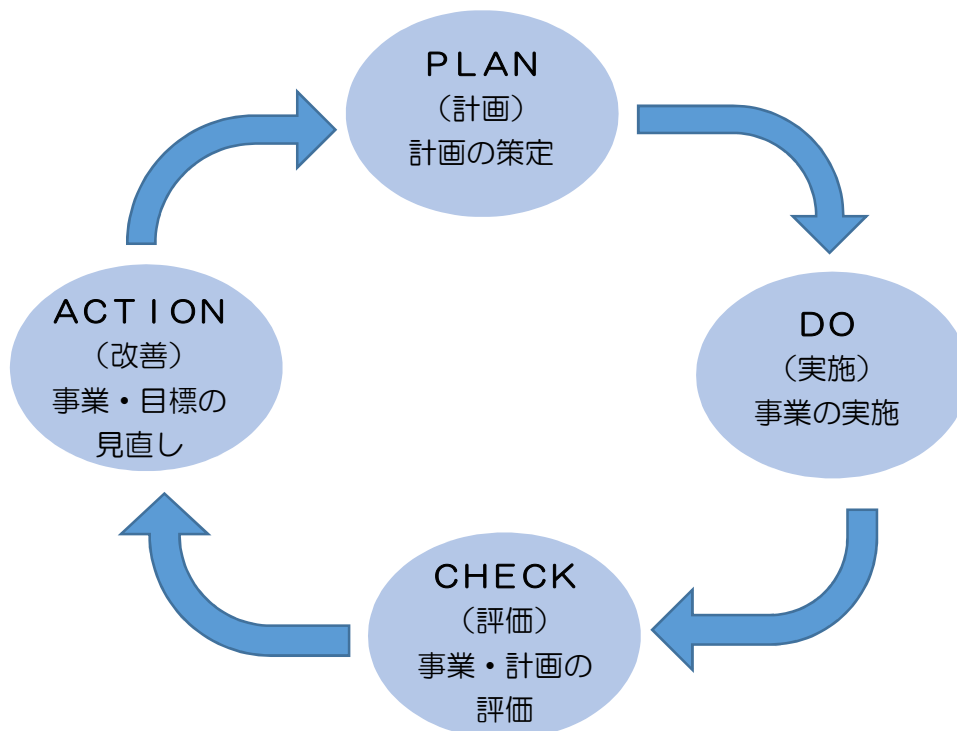
そのため、子ども・子育てに関わるさまざまな人や組織等の連携、行政との連携を促進するとともに、庁内におけるさまざまな所管課との連携も強化していきます。

2 計画の進行管理

本計画に位置づけた取り組みを効果的に推進するため、PDCAサイクルに基づき事業の進捗状況を把握します。

また、進捗状況については、阿賀野市子ども・子育て会議に報告し、毎年度点検・評価を行います。

PDCAサイクル



資料編

資 料 編

1 阿賀野市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 27 日
条例第 30 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、阿賀野市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、法第 77 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 子ども・子育て会議に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 子ども・子育て会議の庶務は、社会福祉課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 阿賀野市子ども・子育て会議委員名簿

地区	氏名	所属等
—	田中 晋	新潟県新発田地域振興局地域福祉課 課長 (H31.1.28 交代)
安田	土田 暢也	安田小学校 校長
笹神	本間 淳子	笹神地区民生委員児童委員協議会 主任児童委員
水原	長谷川 京子	すぎの子児童クラブ 支援員
水原	丸山 賢宗	阿賀野市保育会 会長 (H30.4.21～)
水原	保志 正法	日章幼稚園 園長
笹神	田崎 麻衣子	保護者代表
安田	板倉 さつき	保護者代表
京ヶ瀬	杉山 亜沙美	保護者代表
京ヶ瀬	齋藤 由利子	保護者代表

(任期：平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日)

地区	氏名	所属等
—	上島 秀樹	新潟県新発田地域振興局地域福祉課 課長
安田	石黒 篤志	安田小学校 校長
笹神	本間 淳子	笹神地区民生委員児童委員協議会 主任児童委員
水原	長谷川 京子	すぎの子児童クラブ 支援員
水原	丸山 賢宗	阿賀野市保育会 会長
水原	保志 正法	日章幼稚園 園長
安田	藤田 郁雄	保護者代表
京ヶ瀬	柄澤 宗紀	保護者代表
笹神	熊田 康代	保護者代表
笹神	田崎 麻衣子	保護者代表

(任期：令和元年 9 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日)

3 阿賀野市保育施設一覧

地区	種別	園名	令和 2 年 4 月現在利用定員	
			1 号	2. 3 号
安田	幼保こ	風の子こども園	15	120
	幼保こ	ほたるこども園	15	90
	幼	安田幼稚園（公立）	60	
京ヶ瀬	幼保こ	京ヶ瀬こども園	15	145
	幼こ	京ヶ瀬幼稚園（公立）	51	45
水原	幼保こ	あやめ保育園	15	50
	幼保こ	安野こども園	15	80
	幼保こ	おとぎのくにこども園	15	120
	幼保こ	たちばなこども園	10	80
	幼	日章幼稚園	60	
	幼こ	ひまわり幼稚園	45	30
	幼保こ	分田こども園	15	60
	幼保こ	みどり保育園	10	100
	保	よろこび保育園		45
笹神	幼保こ	すみれ保育園	15	40
	保	出湯保育園		30
	保	双葉保育園		40
	保	みのり保育園		70
合計			356	1,145
総合計			1,501	

※「幼保こ」：幼保連携型認定こども園、「幼こ」：幼稚園型認定こども園
「幼」：幼稚園、「保」：保育園

4 子どもの貧困対策 アンケート調査の概要

本市に住む子どもの生活状況や困難を広く把握し、必要な支援の充実や改善につなげることを目的としアンケート調査を実施しました。

調査期間	平成29年6月12日～7月10日
調査対象	市内在住の18歳未満の子どもの保護者
調査数	2,762件
調査方法	就園児・小学生・中学生は、学校等を通して配布・回収 高校生には郵送により配布・回収
回答数	2,083件（回答率75.4%）

2 調査結果の概要

（1）分析対象

平成29年度「阿賀野市子どもの生活実態調査」で回収した調査票（2,083枚）のうち、世帯員数及び世帯年収が判明している調査票（1,811枚）

（2）子どもの貧困（相対的貧困）の該当数

325枚（17.9%）

「子どもの貧困（相対的貧困）」は、地域や社会において「普通」とされている生活が出来ない状態のことであり、国の基準を参考に、下表のとおり判定しました。

表 子どもの貧困に該当する世帯の判定基準とその該当数

世帯員数	世帯貧困線※	世帯年収	該当数
1	122万円	150万円未満	0
2	173万円	200万円未満	8
3	211万円	250万円未満	32
4	244万円	//	54
5	273万円	300万円未満	49
6	299万円	//	54
7	323万円	350万円未満	75
8	345万円	//	32
9	366万円	400万円未満	16
10	386万円	//	4
11	405万円	400万円未満	1
計			325

※厚生労働省「平成28年国民生活実態調査」（貧困線122万円）より算出。

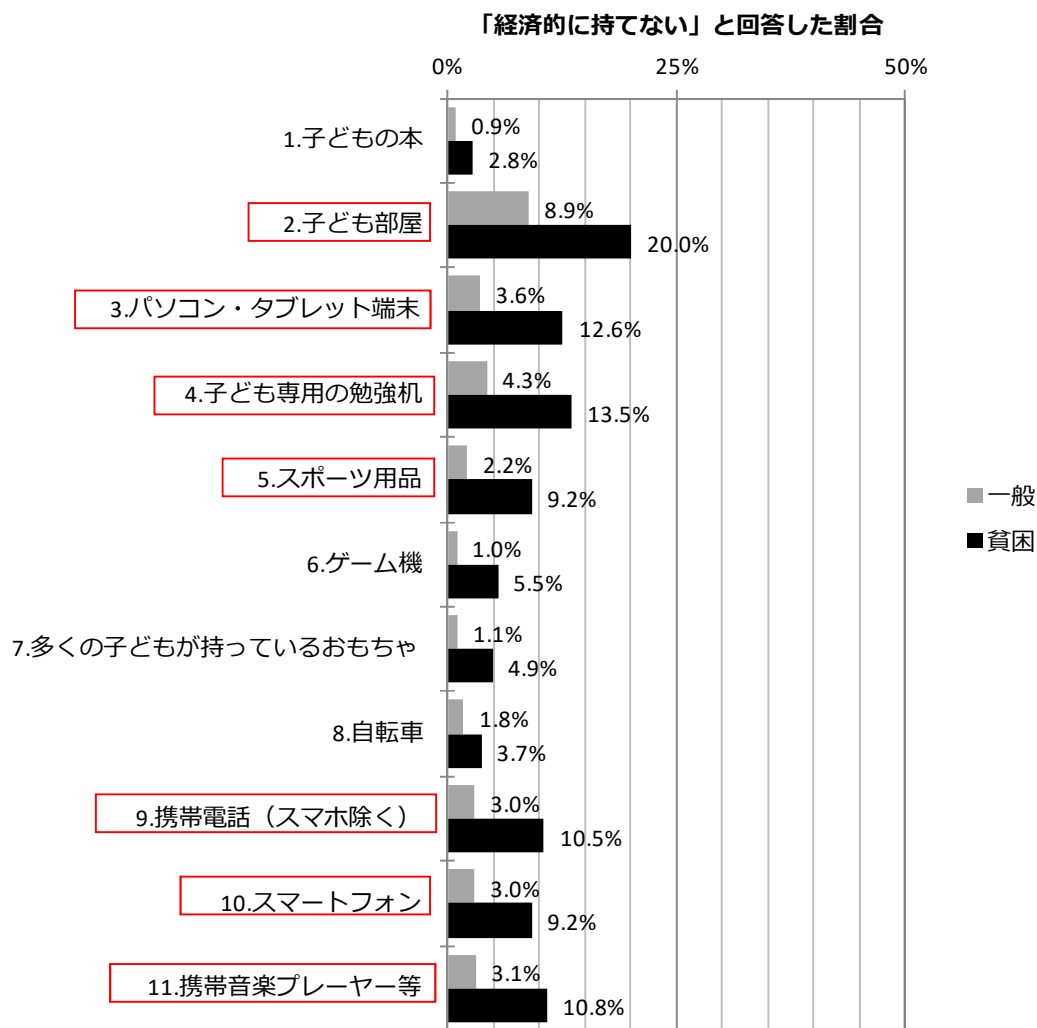
[算式] 世帯貧困線＝貧困線122万円×√（世帯員数）

子どもの貧困（相対的貧困）に該当しない場合は「一般」、該当する場合は「貧困」と表現しました。誤差を考慮し、5%以上を差の目安としました。

①子どもの生活水準（所有物と体験）

ア 所有物の状況

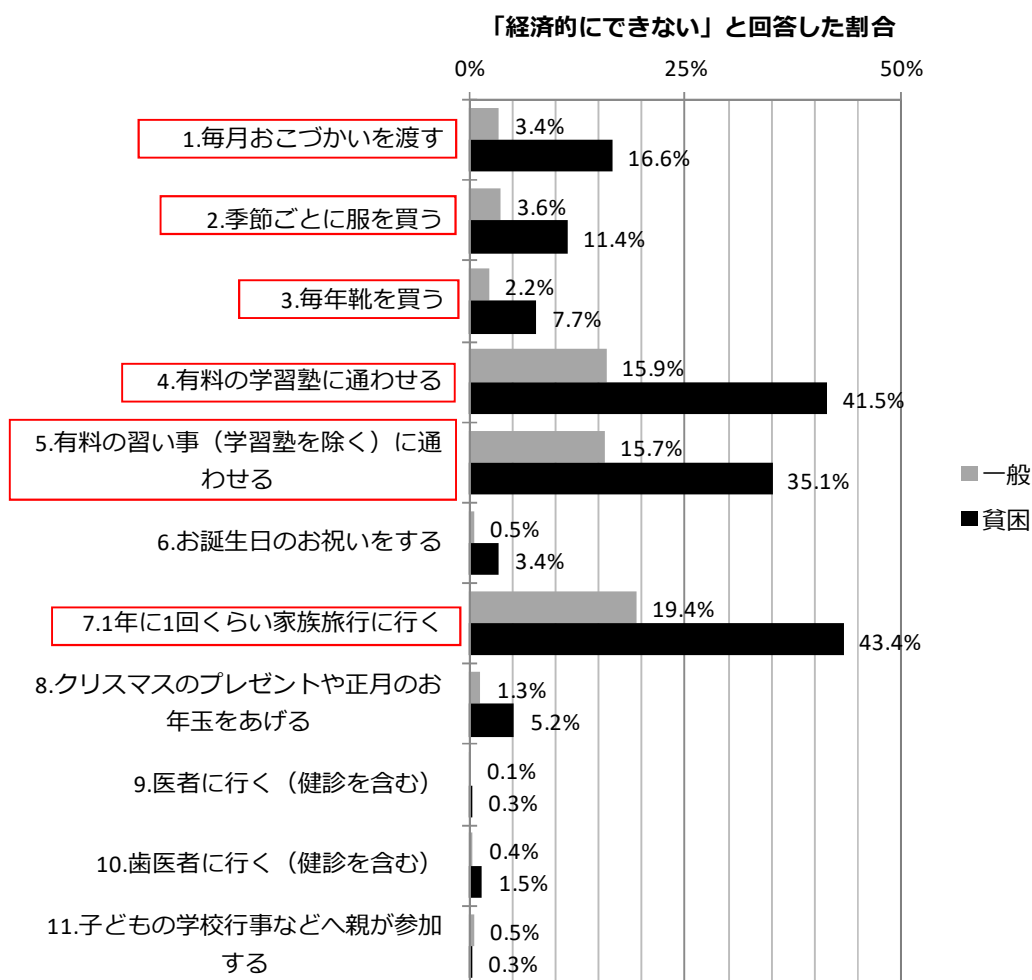
一般と貧困の差が大きかった項目は、「2.子ども部屋」、「4.子ども専用の勉強机」、「3.パソコン・タブレット端末」、「9.携帯音楽プレーヤー」などでした。貧困の場合は、子どもの学習環境、電子機器などを経済的に持てない傾向がみられました。



※ 枠：5%以上差があった項目

イ 子どもへの支出

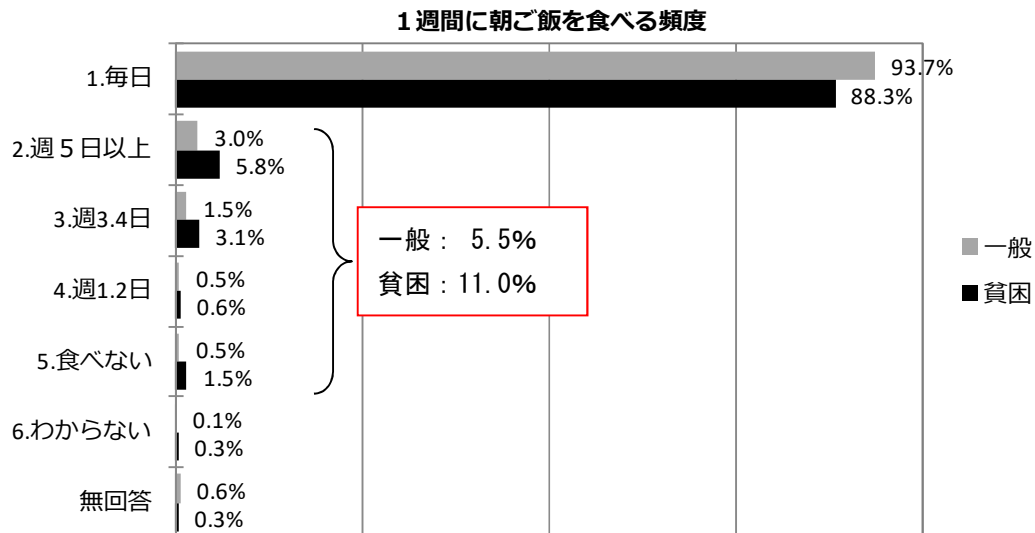
〔ア 所有物の状況〕と比べると、「経済的にできない」と回答した割合が目立ち、一般と貧困の差が大きかった項目は、「7.1年に1回くらい家族旅行に行く」、「9.有料の学習塾に通わせる」、「5.有料の習い事（学習塾を除く）に通わせる」などでした。貧困の場合は、家庭や学校外での学習、体験の機会に支出できない傾向があると考えられます。



②子どもの食と健康

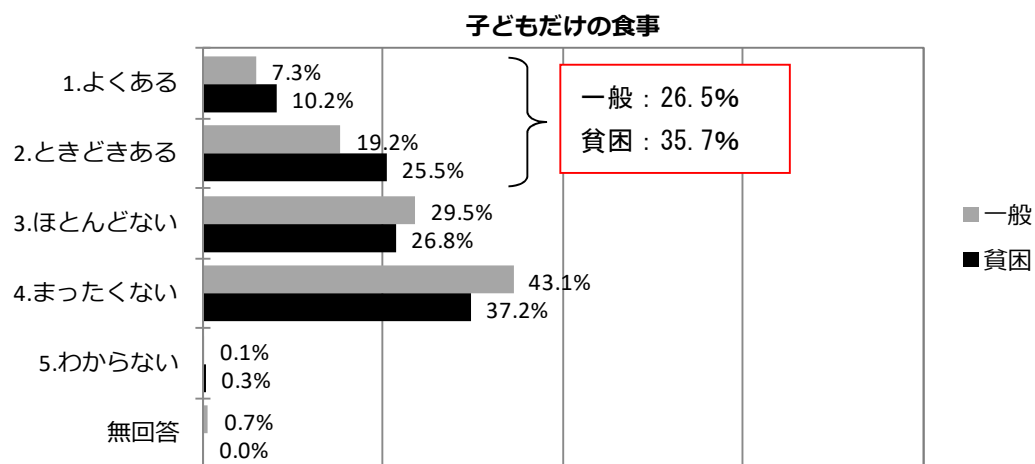
ア 朝食の摂取状況

「2.週5日以上」、「3.週3,4日」、「4.週1,2日」、「5.食べない」と回答した割合を合わせると、一般の場合は5.5%、貧困の場合は11.0%でした。貧困の場合は、朝ご飯を食べる頻度が少ない傾向がみられました。



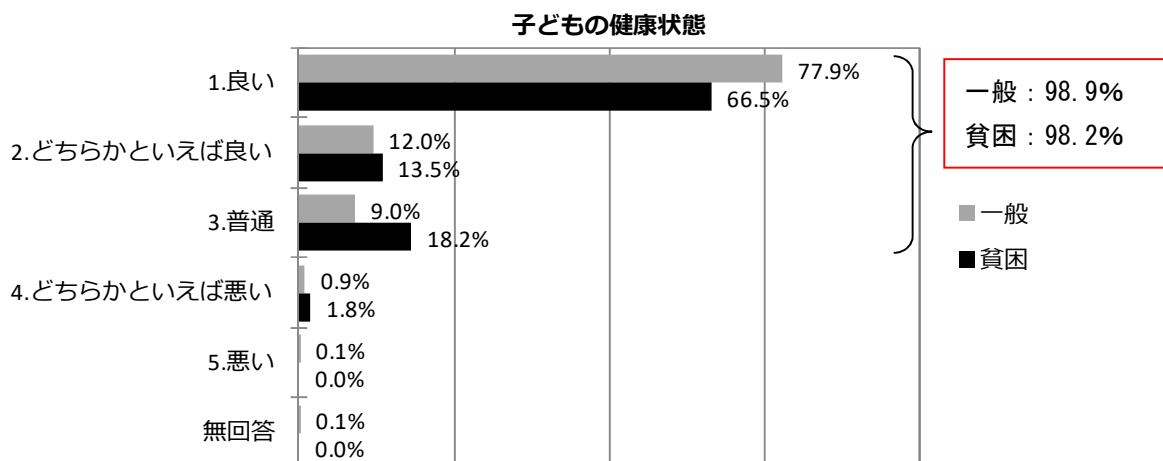
イ 子どもだけの食事

「よくある」、「ときどきある」と回答した割合を合わせると、一般の場合は26.5%、貧困の場合は35.7%でした。貧困の場合は子どもだけの食事の機会が多い傾向がみられました。



ウ 子どもの健康状態

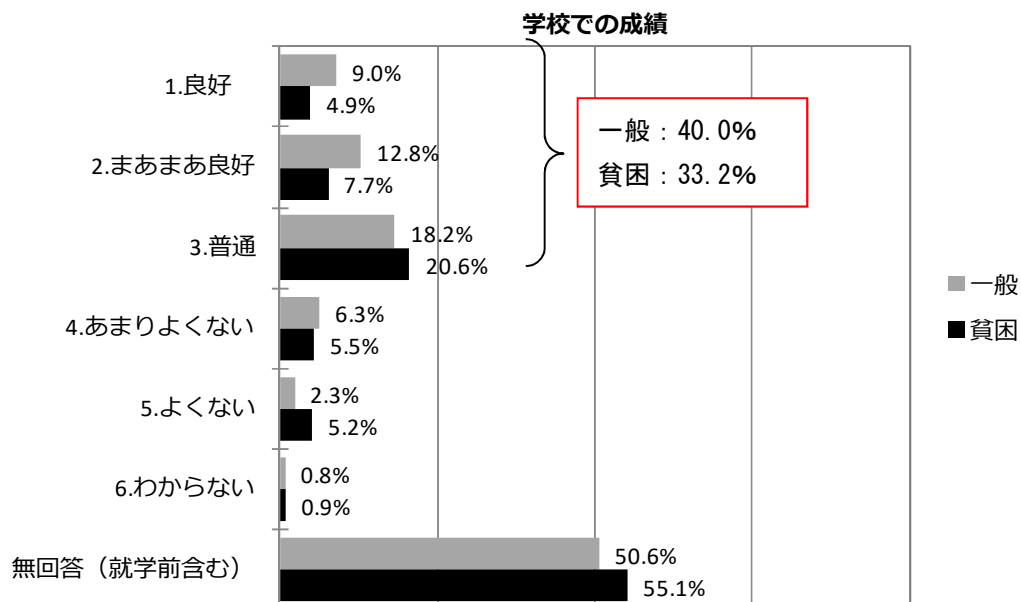
「1.良い」、「2.どちらかといえば良い」、「3.普通」と回答した割合を合わせると、一般の場合は98.9%、貧困の場合は98.2%でした。一般と貧困の差はみられませんでした。



③子どもの学び

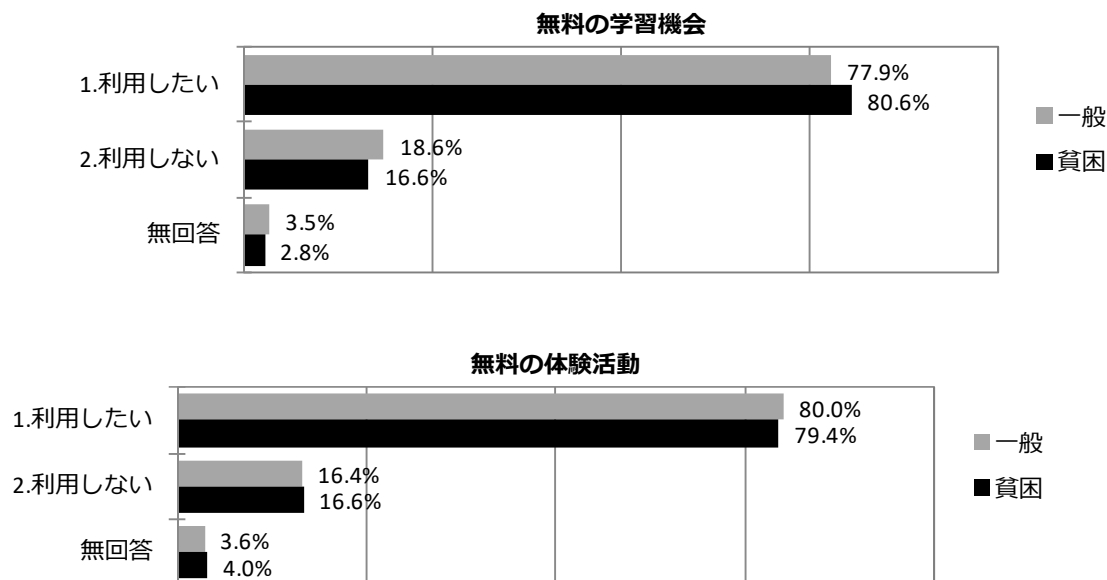
ア 成績

「1.良好」、「2.まあまあ良好」、「3.普通」と回答した割合を合わせると、一般の場合は40.0%、貧困の場合は33.2%でした。貧困の場合は成績が低い傾向がみられました。



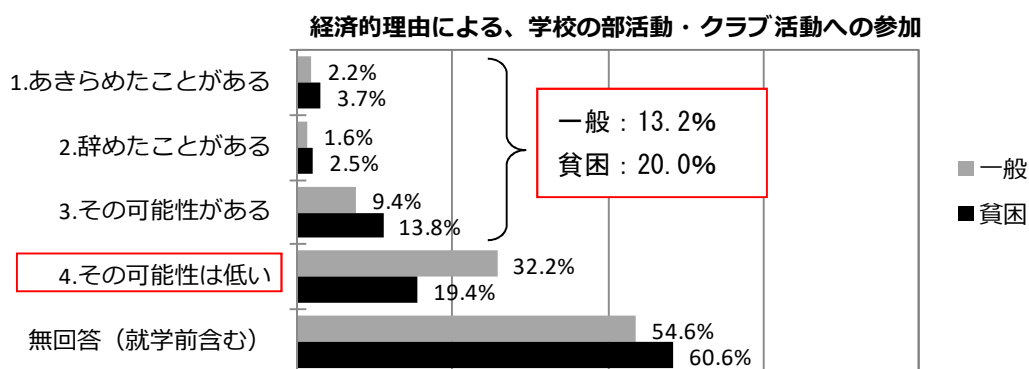
イ 無料の学習機会・体験活動の利用

「1.利用したい」と回答した割合は一般、貧困ともに約 8 割と高く、一般と貧困の差はみられませんでした。



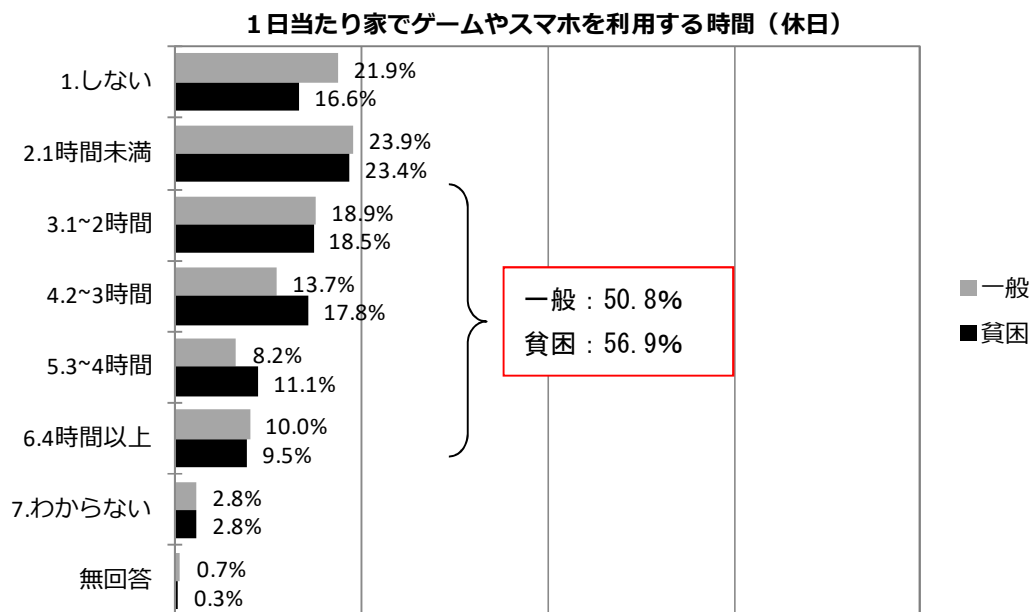
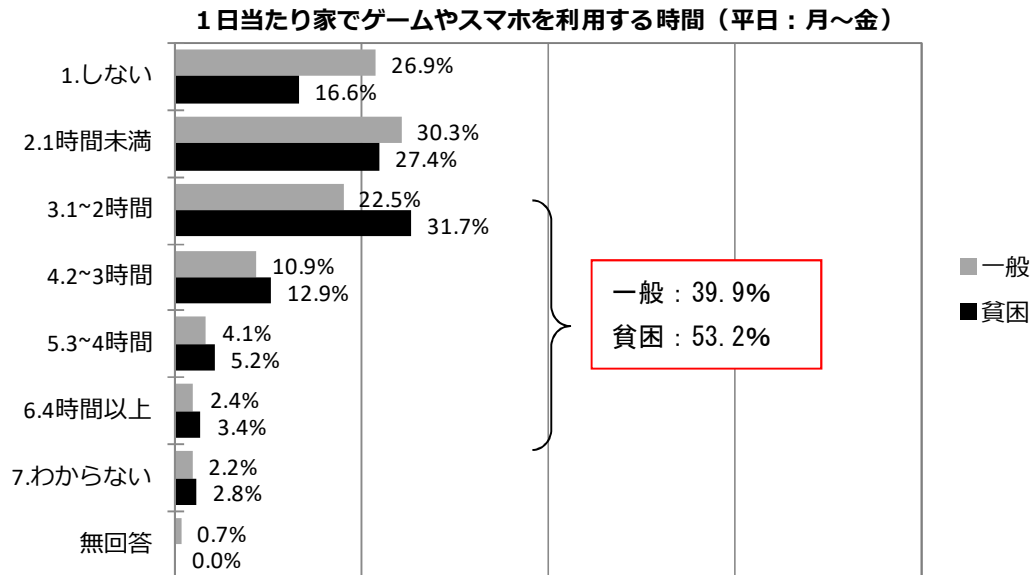
ウ 部活動・クラブ活動

経済的理由により「1.あきらめたことがある」、「2.辞めたことがある」、「3.その可能性がある」と回答した割合を合わせると、一般の場合は 13.2%、貧困の場合は 20.0%でした。貧困の場合は、経済的理由により学校の部活動に参加できなくなる恐れがあると考えられます。



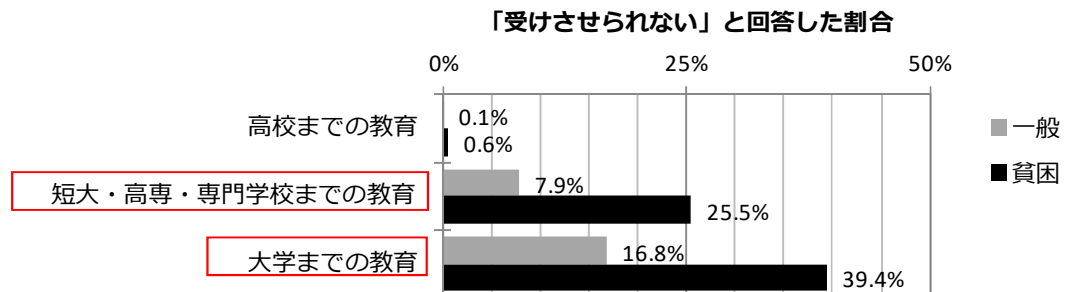
エ 家でゲームやスマホをする時間

平日、休日ともに、1 時間以上利用している割合（3～6 と回答）を合わせると、一般の場合は平日 39.9%、休日 50.8%、貧困の場合は平日 53.2%、休日 56.9%でした。貧困の場合はゲームやスマホの利用時間が長い傾向がみられました。



オ 受けさせたい教育

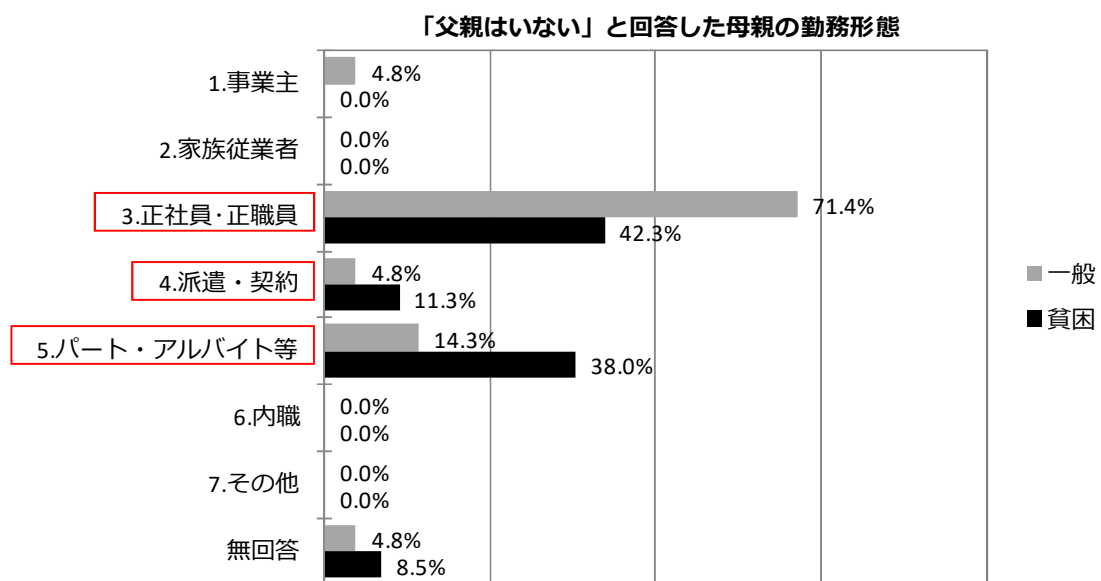
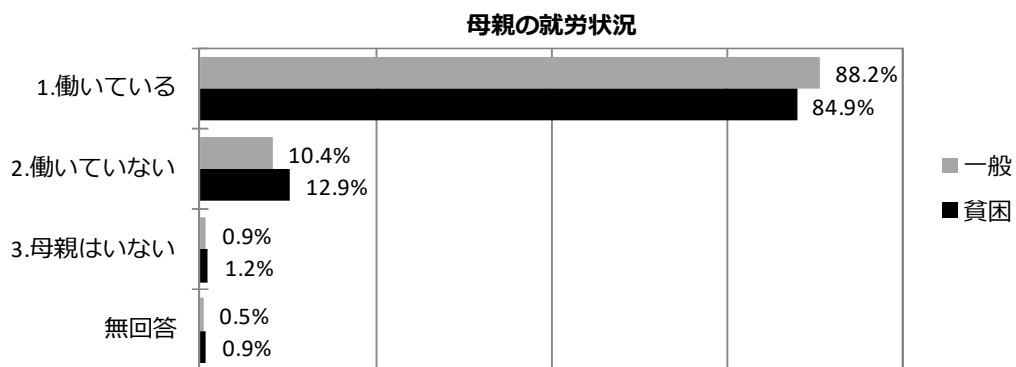
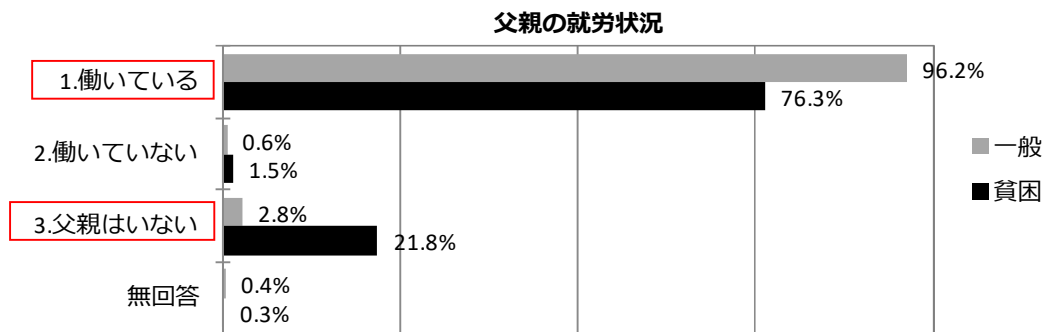
一般と貧困の差が大きかった項目は、「2.短大・高専・専門学校までの教育」、「3.大学までの教育」でした。貧困の場合は、高校卒業後の進路が限られる傾向がみられました。



④保護者の状況

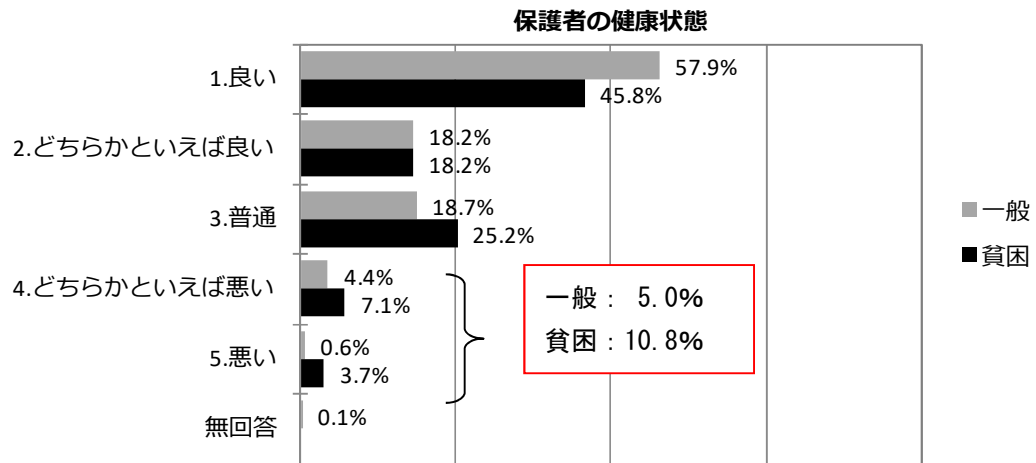
ア 就労状況・勤務形態

父親、母親ともに、「働いている」と回答した割合が約8割以上と高く、一般と貧困の差が大きかった項目は「3.父親はいない」でした。父親がいらない母親の勤務形態を比べると、貧困の場合は「3.正社員・正職員」の割合が低く、「5.パート・アルバイト」、「4.派遣・契約」の割合が高いという傾向がみられました。



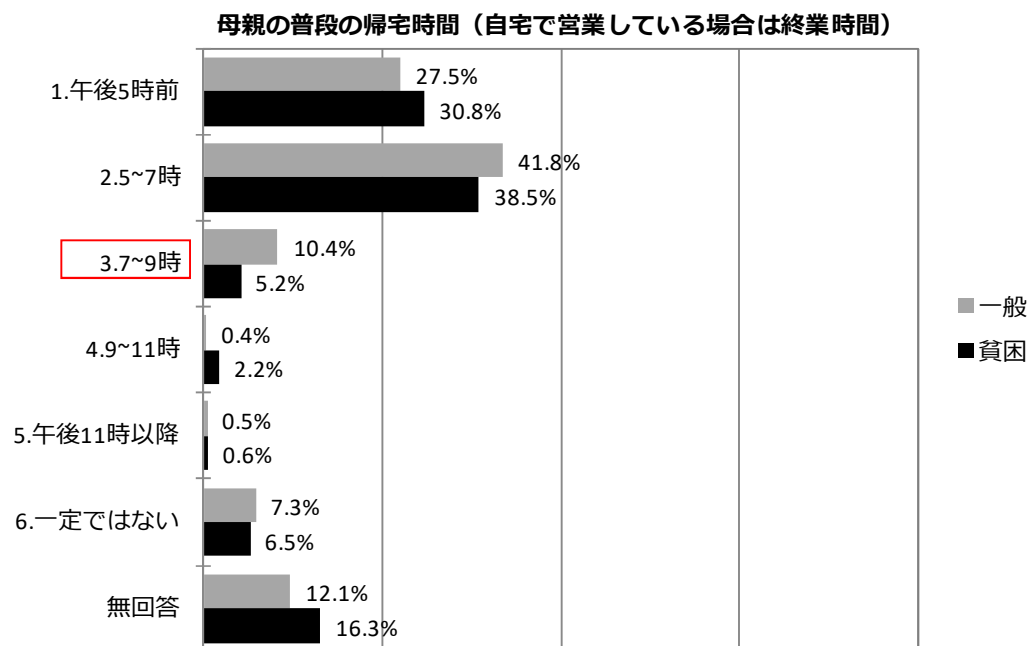
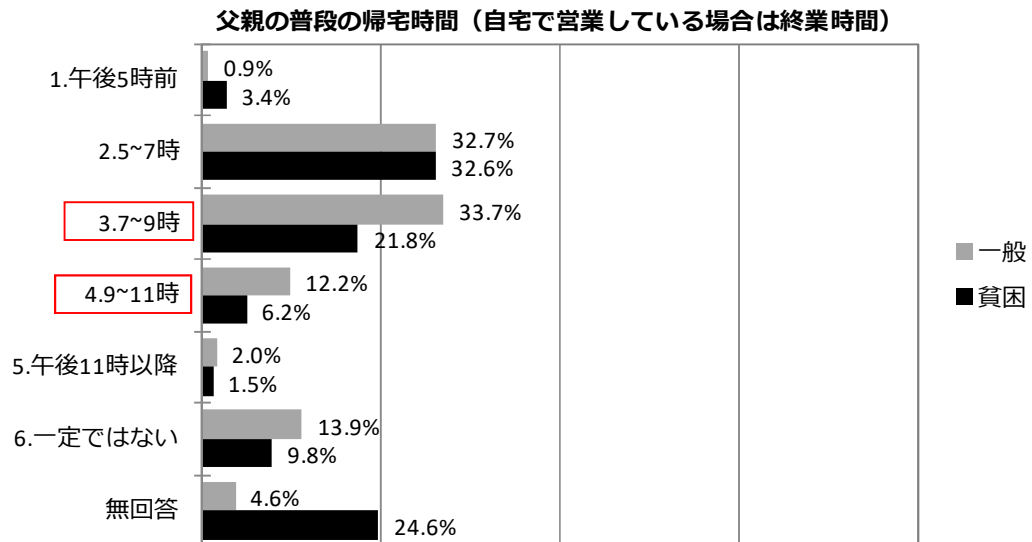
イ 健康状態

「4.どちらかといえば悪い」、「5.悪い」と回答した割合を合わせると、一般の場合は5.0%、貧困の場合は10.8%でした。貧困の場合は、健康状態が悪い傾向がみられました。



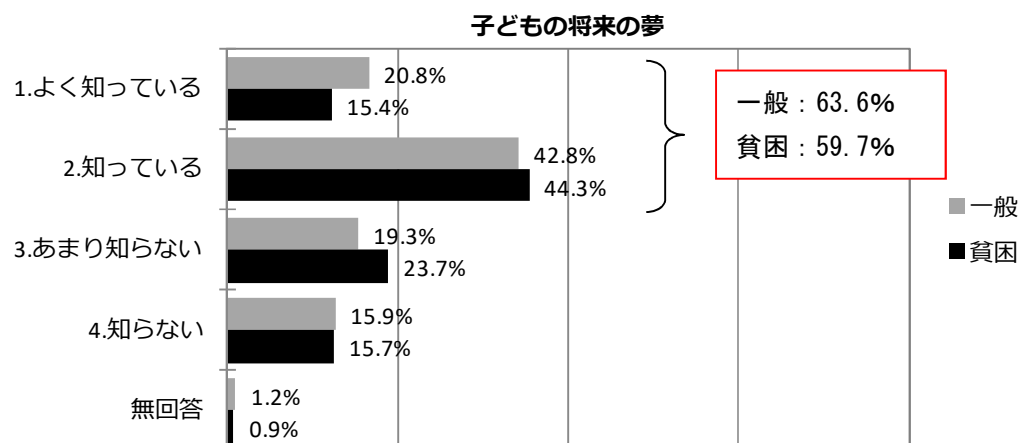
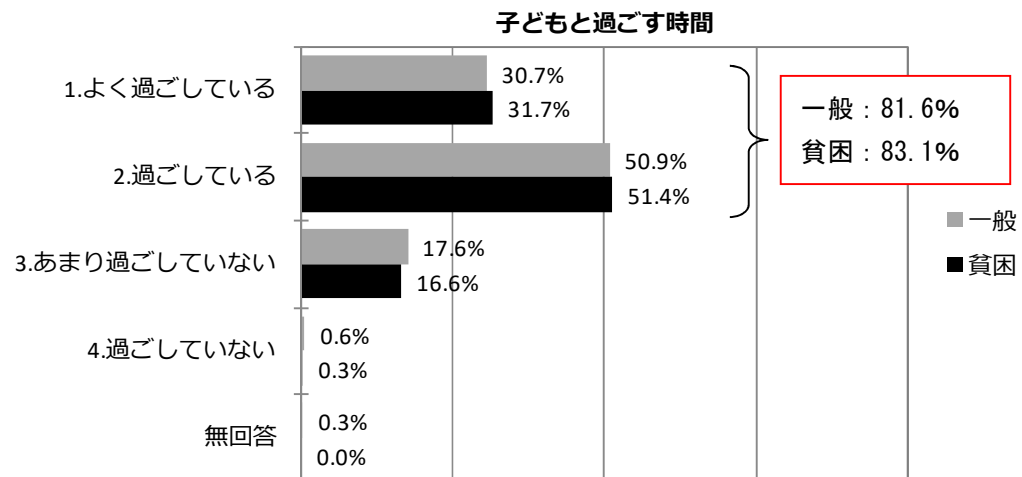
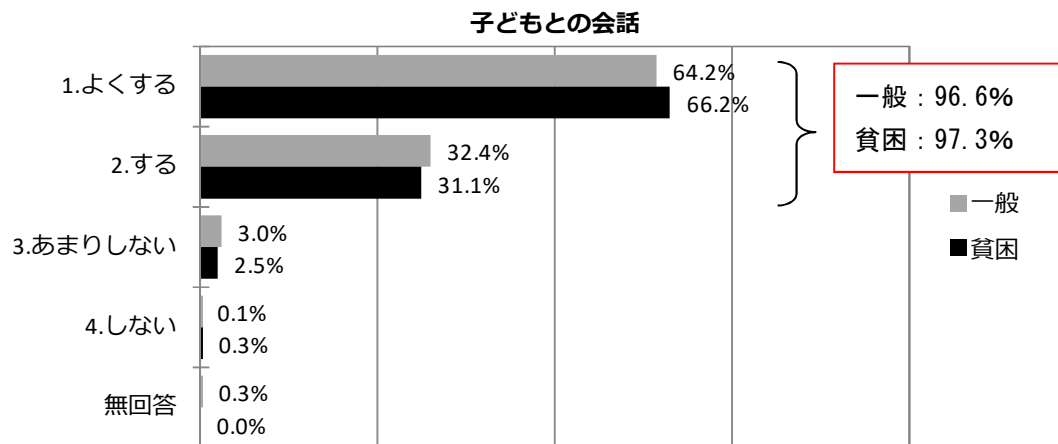
ウ 帰宅時間

一般と貧困の差が大きかった項目は、父親は「3. 7～9 時」、「4. 9～11 時」、母親は「3. 7～9 時」でした。貧困の場合は、帰宅時間（終業時間）が早い傾向がみられました。



エ 子どもとのコミュニケーション

一般と貧困の差はみられませんでした。

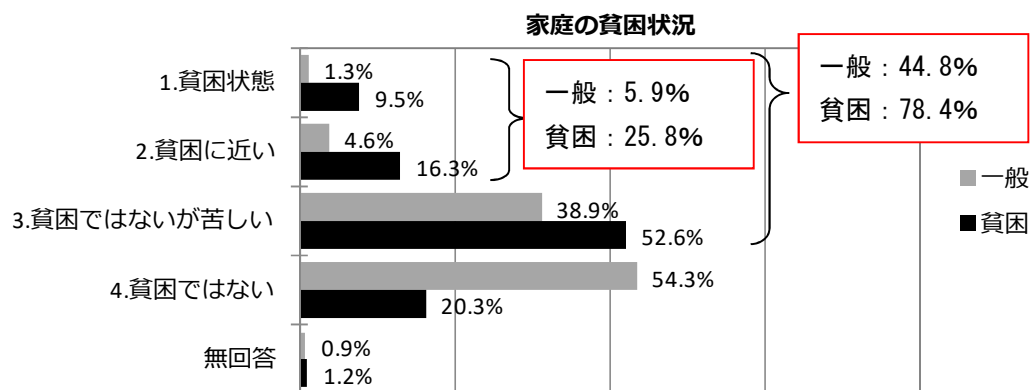


オ 貧困状況

「1.貧困状態」、「2.貧困に近い」と回答した割合を合わせると、一般の場合は 5.9%、貧困の場合は 25.8%でした。

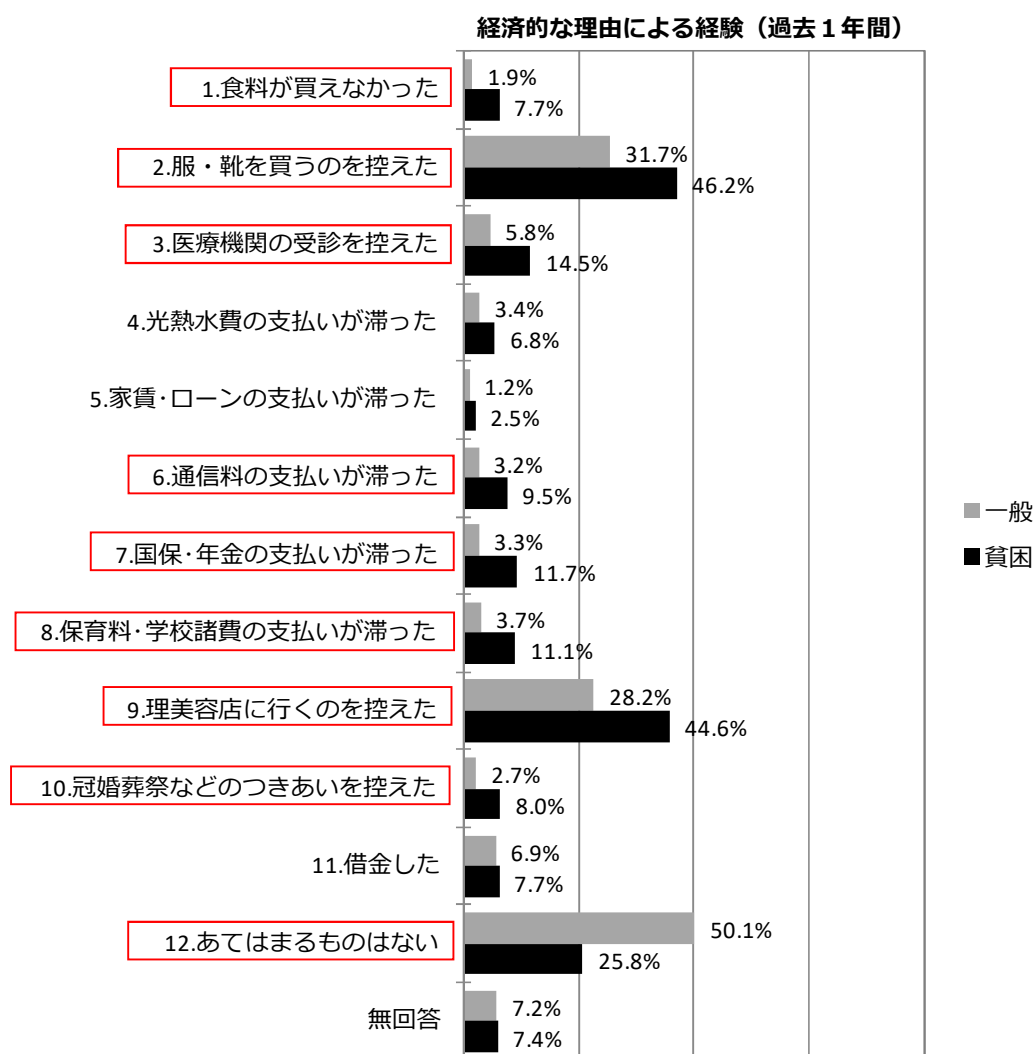
また、「貧困状態」、「貧困に近い」、「貧困ではないが苦しい」と回答した割合を合わせると、一般の場合は 44.8%、貧困の場合は 78.4%でした。

貧困の場合だけでなく、一般の場合も約半数が苦しさを感じていることがわかりました。



カ 経済的な理由による経験

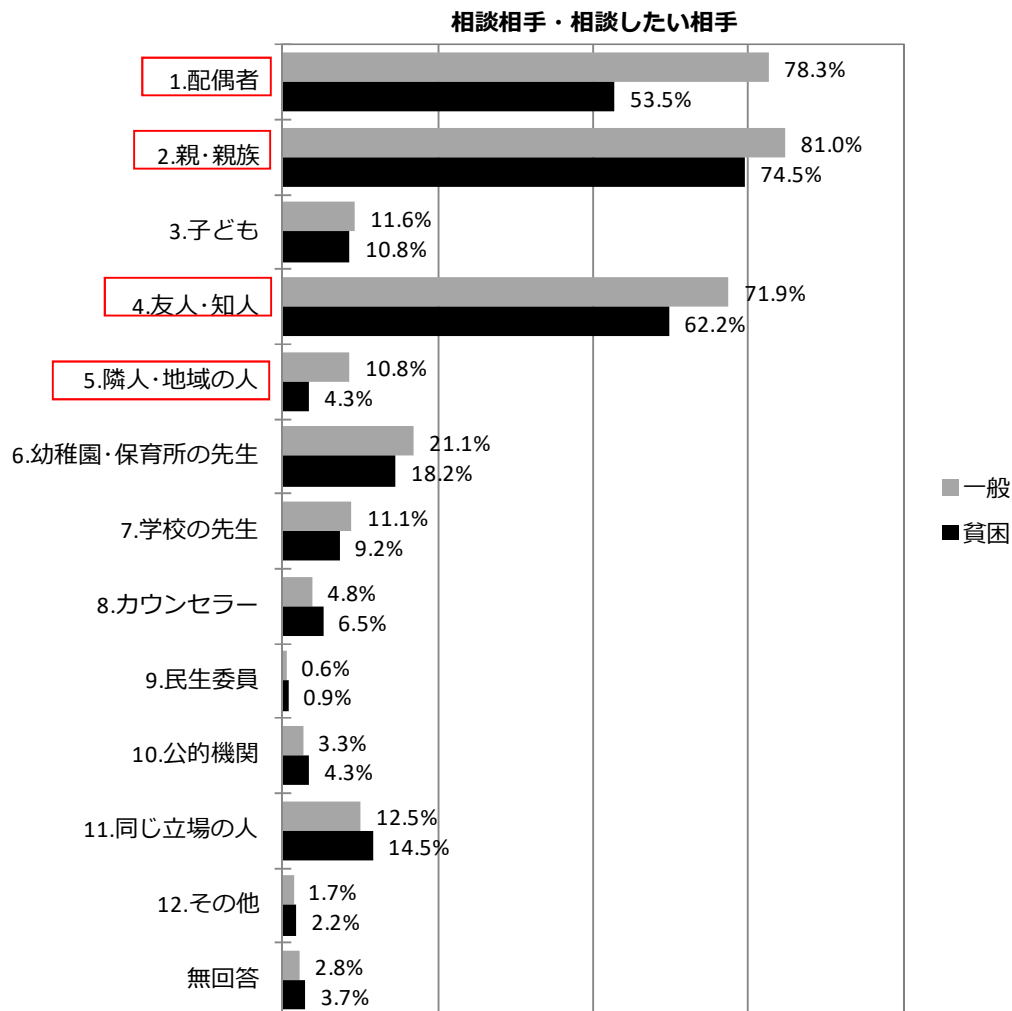
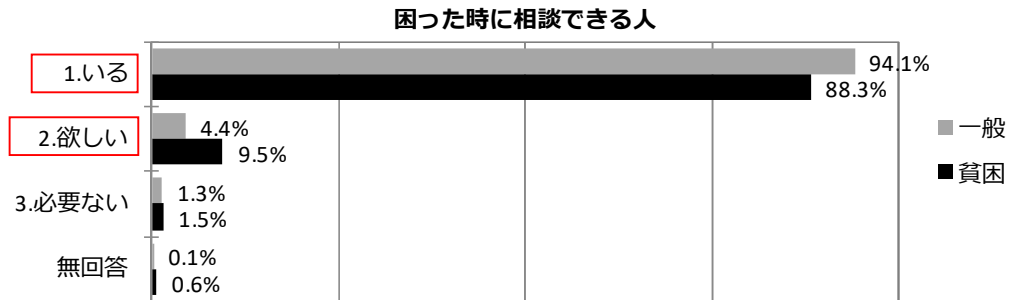
一般と貧困の差が大きかった項目は、「9.理美容室に行くのを控えた」、「2.服、靴を買うのを控えた」、「3.医療機関の受診を控えた」、「7.国保・年金の支払いが滞った」などでした。貧困の場合は、経済的理由による経験が多い傾向がみられました。



キ 困った時の相談先

困った時に相談できる人が「1.いる」と回答した割合は約 8 割以上と高かったですが、貧困の場合は「1.いる」が低く、「2.欲しい」が高い傾向がみられました。

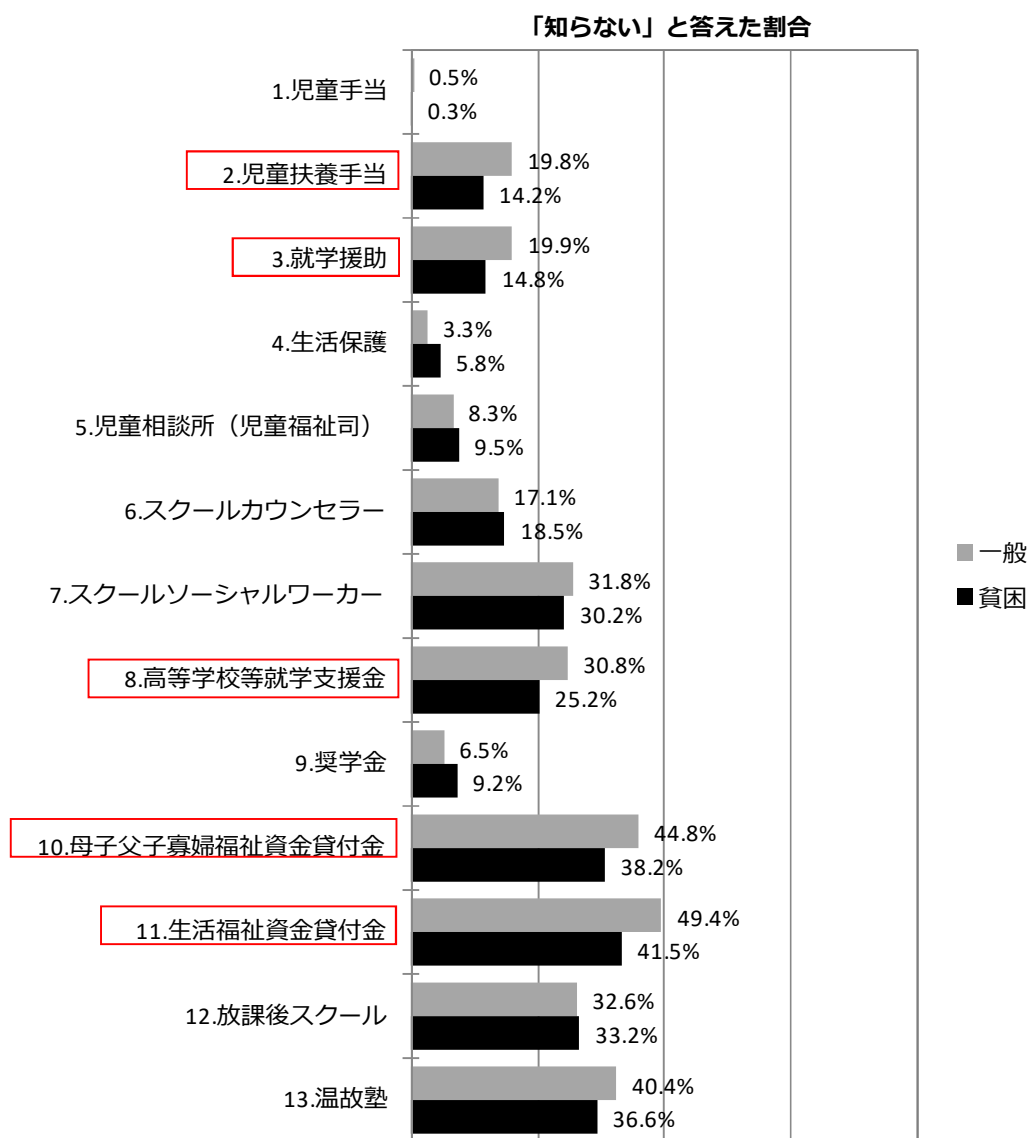
また、相談相手・相談したい相手について、貧困の場合は、「1.配偶者」、「2.親・親族」、「3.友人・知人」など身近な人と回答した割合が低い傾向がみられました。



⑤各種支援策

ア 認知状況

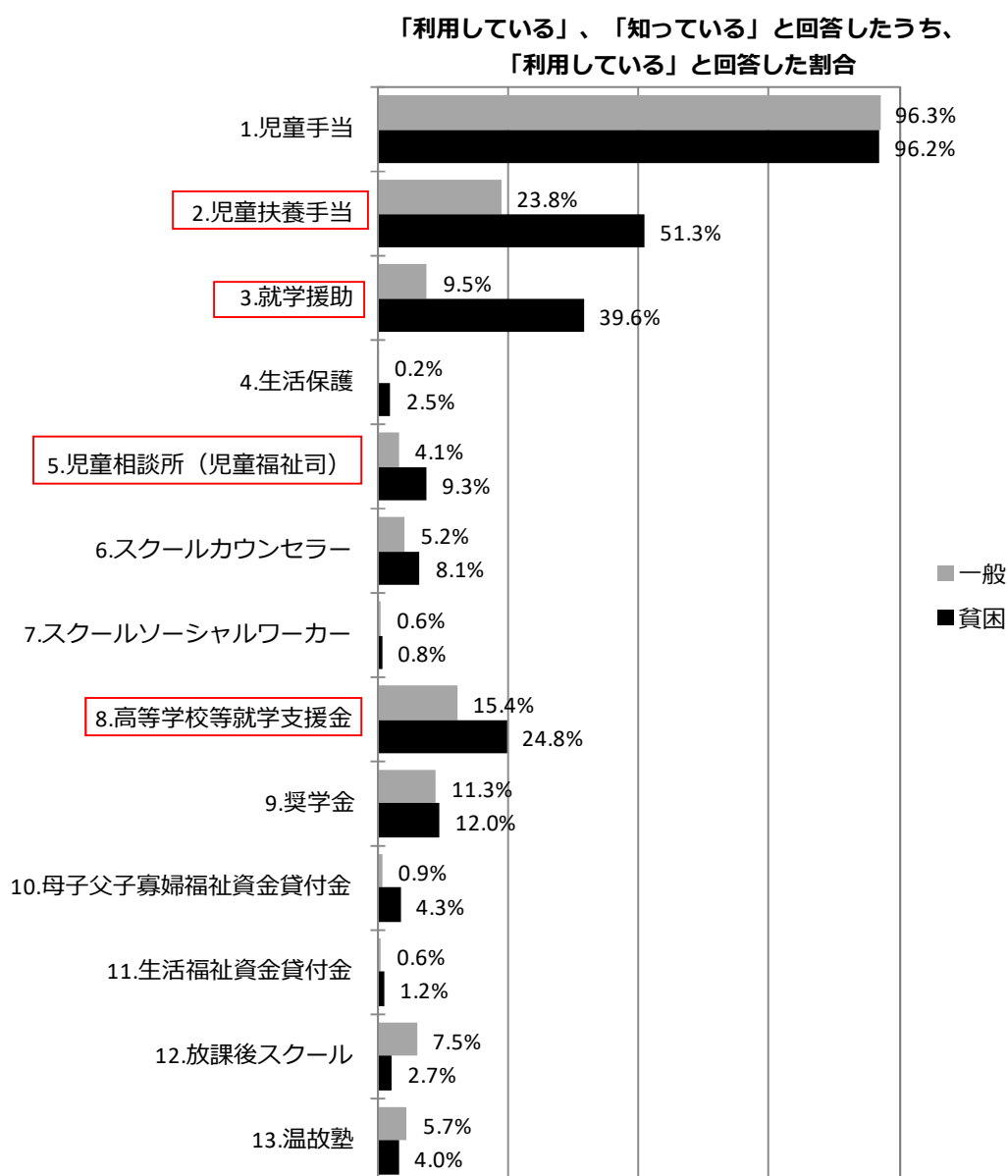
一般と貧困の差が大きかった項目は、「11.生活福祉資金貸付金」、「10.母子父子寡婦福祉資金貸付金」、「8.高等学校等就学支援金」、「2.児童扶養手当」、「3.就学援助」でした。
貧困の場合は「知らない」と答えた割合が低い傾向がみられました。



イ 利用状況

「利用している」、「知っている」と回答したうち、実際に「利用している」と回答した割合を比べると、貧困の場合は「利用している」と回答した割合が高い傾向がみられました。

なお、「12.放課後スクール」、「13.温故塾」については、差は5%未満ですが、貧困の場合に「利用している」と回答した割合が一般を下回っていました。これまでの結果から、「経済的理由で有料の学習塾に通わせることができない」と回答している割合が約4割と高いにも関わらず利用率が低く、経済的理由以外にも学習塾に通わせることができない理由があるものと考えられます。



第2期 阿賀野市子ども・子育て支援事業計画
(令和2年度～令和6年度)

発 行／阿賀野市
編 集／阿賀野市 民生部 社会福祉課
〒959-2092
新潟県阿賀野市岡山町 10 番 15 号
TEL 0250-62-2510 (代表)